

事業仕分け・外部評価の結果に対する 町の方針に基づく対応状況

【事業仕分け】

- ・平成20年度実施分
- ・平成23年度実施分

【外部評価】

- ・平成21年度実施分
- ・平成22年度実施分

企画政策部 企画政策課

平成25年5月

【実施事業等の一覧及び目次】

○事業仕分け

年度	事業等の名称	町の方針	平成24年度以前の対応状況による判定	旧担当課等名(～H24)	現担当課等名(H25～)	頁No.
平成20年度実施	広報さむかわ等発行事業	町(要改善)	対応済み	広報統計担当	企画政策課	2
	文書館運営事業	町(要改善)	対応済み	総務課	総務課	3
	資料保存活用事業	町(要改善)	継続	"	"	4
	狭あい道路解消事業	町(要改善)	対応済み	道路課	道路課	5
	公園等運営管理事業	町(要改善)	継続	都市計画課	都市計画課	6
	少人数学級実施事業	町(要改善)	対応済み	学校教育課	学校教育課	7
	自治会活動支援事業	町(要改善)	継続	町民課	協働文化推進課	8
	観光協会補助事業	町(要改善)	対応済み	産業振興課	産業振興課	9
	処理困難物処理事業	町(要改善)	継続 (H25年度中に対応予定)	環境課	環境課	10
	企画調整事務	町(現行どおり)	対応済み	企画調整担当	企画政策課	11
	ふれあい塾運営事業	町(要改善)	継続	生涯学習課	協働文化推進課	12
	公民館図書室運営事業	不要	廃止	公民館	町民センター	13
	総合図書館運営事業	町(要改善)	対応済み	総合図書館	総合図書館	14
	小学校安全対策推進事業	民間	廃止	教育総務課	教育総務課	15
	小児医療費助成事業	町(現行どおり)	対応済み	子育て支援課	子ども青少年課	16
	敬老会事業(敬老会)	町(要改善)	対応済み	高齢介護課	高齢介護課	17
	敬老会事業(記念品)	不要	廃止	"	"	18
	福祉タクシー助成事業	町(要改善)	対応済み	福祉課	福祉課	19
	成人の健康診査事業	町(要改善)	対応済み	健康課	健康・スポーツ課	20
	防犯灯整備事業	町(要改善)	対応済み	防災安全課	協働文化推進課	21
	《参考資料》実施翌年度の予算措置状況					22
平成23年度実施	議会だより発行事業	町(要改善)	対応済み	議会事務局	議会事務局	24
	道路整備事業	町(要改善)	対応済み	道路課	道路課	25
	公共下水道維持補修事業	町(要改善)	対応済み	下水道課	下水道課	26
	コミュニティバス運行事業	町(要改善)	継続	都市計画課	都市計画課	27
	消防庁舎維持管理経費	町(要改善)	対応済み	消防総務課	消防総務課	28
	社会福祉協議会補助事業	町(要改善)	継続	福祉課	福祉課	29
	子育て支援事業 (子育て支援センター)	町(要改善)	対応済み	子育て支援課	子ども青少年課	30
	子育て支援事業 (ファミリーサポートセンター)	町(要改善)	対応済み	"	"	31
	母子保健事業	町(要改善)	対応済み	健康課	健康・スポーツ課	32
	はり・灸・マッサージ 治療扶助事業	町(要改善)	対応済み	高齢介護課	高齢介護課	33
	集会所管理助成事業	町(要改善)	継続	町民課	協働文化推進課	34
	商工会補助事業	町(要改善)	継続	産業振興課	産業振興課	35
	水質等検査事業	町(要改善)	対応済み	環境課	環境課	36
	公共施設等維持管理経費	町(要改善)	継続	防災安全課	総務課	37
	学校給食総務経費	町(要改善)	継続	教育総務課	教育総務課	38
	英語指導助手活用事業	町(要改善)	継続	教育研究室	学校教育課	39
	総合図書館維持管理経費	町(要改善)	継続	総合図書館	総合図書館	40
	公民館運営事務経費	町(要改善)	継続	公民館	町民センター	41
	町営プール運営管理経費 (H24～スポーツ施設運営管理経費)	町(要改善)	対応済み	スポーツ振興課	健康・スポーツ課	42
	《参考資料》実施翌年度の予算措置状況					43

○外部評価

年度	事業等の名称	町の方針		平成24年度以前の対応状況による判定	旧担当課等名(～H24)	現担当課等名(H25～)	頁No.
		事業規模 方向性	予算額				
平成21年度実施	環境基本計画推進事業	現行	現行	継続	環境課	環境課	46
	道路維持補修事業 (H21～維持補修費に変更)	現行	現行	対応済み	道路課	道路課	47
	寒川駅北口地区 土地区画整理事業	現行	減額	継続	寒川駅周辺 整備事務所	寒川駅周辺 整備事務所	48
	シルバー人材センター 支援事業	拡大	減額	継続	高齢介護課	高齢介護課	49
	企業誘致等促進事業	拡大	増額	対応済み	産業振興課	産業振興課	50
	町民相談事業	現行	現行	対応済み	町民課	町民窓口課	51
	《参考資料》実施翌年度の予算措置状況						52
平成22年度実施	公共下水道整備事業	雨水:現行 汚水:縮小	減額	対応済み	下水道課	下水道課	54
	ツインシティ倉見地区 整備事業	現行	増額	継続	新幹線新駅対策課	倉見拠点づくり課	55
	資源ごみ分別推進事業 (H23～資源物分別処理推進事業)	現行	減額	継続	環境課	環境課	56
	ごみ減量化推進事業	現行	減額	継続	"	"	57
	じん芥収集運搬事業	現行	現行	対応済み	"	"	58
	ふれあいセンター運営事業	現行	減額	対応済み	高齢介護課	高齢介護課	59
	スポーツ公園等 維持管理経費	現行	増額	継続 (別経費に統合)	スポーツ振興課	健康・スポーツ課	60
	商店街街路灯整備等事業 (H23～商店街活性化事業)	現行	減額	対応済み	産業振興課	産業振興課	61
	職員研修事業	拡大	現行	対応済み	総務課	総務課	62
《参考資料》実施翌年度の予算措置状況							63

「平成24年度以前の対応状況による判定」欄について

○判定区分とその基準

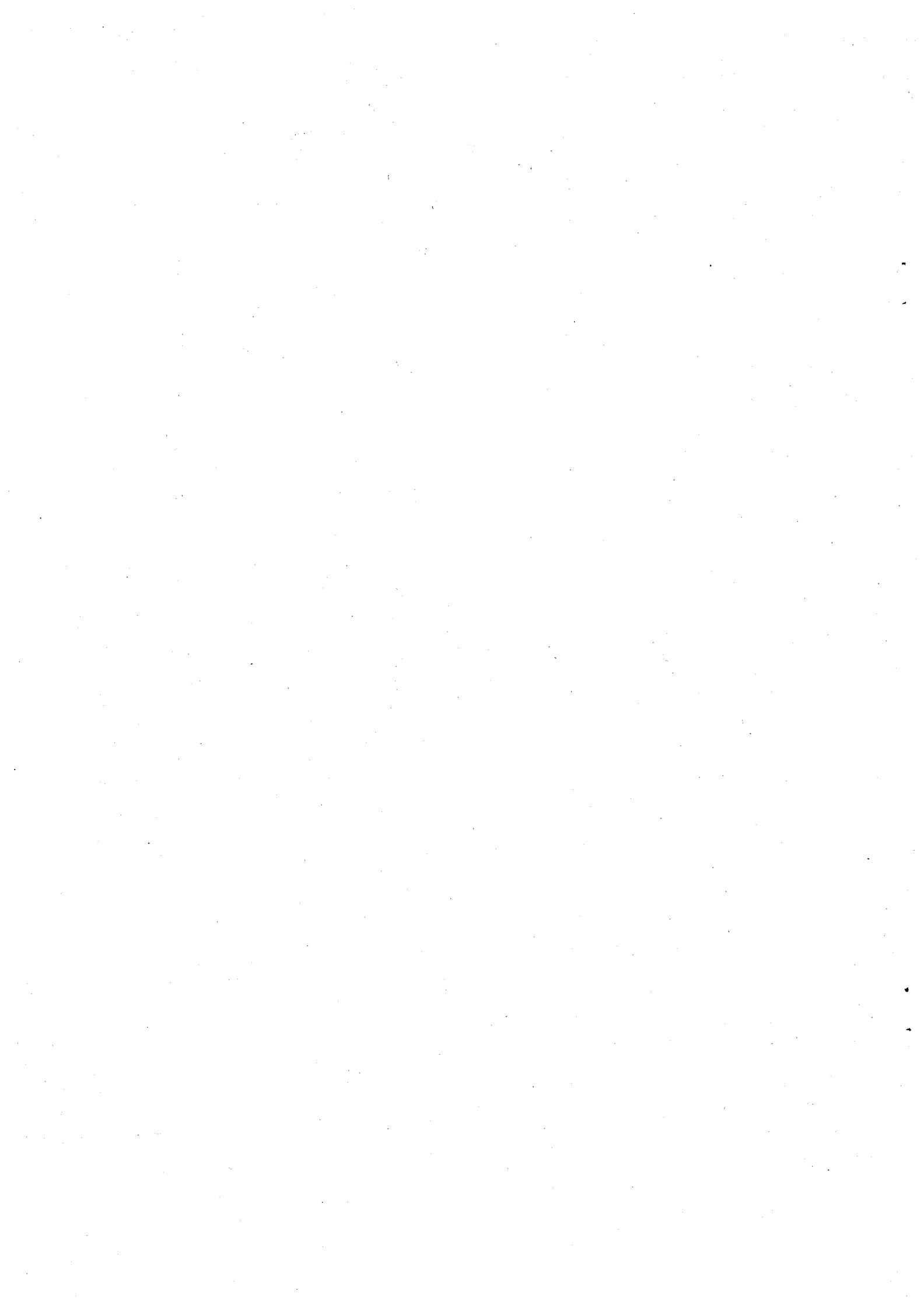
対応済み：町の方針に基づき、検討・改善策の実施などの対応をとり、現時点での方向性が確定しているもの。(検討の結果、町の方針とは違う方向性となったものも含む。)

継続：町の方針に基づく対応がとられていないもの、検討中であるもの等。

廃止：対応後に事業が廃止されたもの、対応の結果事業を廃止したもの等。

○判定区分ごとの集計

対応済み：30
継続：21
廃止：3
計：54



【平成 20 年度実施 事業仕分け】

H2O 事業仕分け
事業名

広報さむかわ等発行事業

第1班

第1事業

町の方針

寒川町(要改善)

広報紙のあり方は町の行政情報、政策を町民に積極的に周知するものであり、単に町の行事を伝えるためのものではない。このため、100%配布を目指す。現在の自治会の加入状況(80%)を考えると、自治会との協議も必要であるが、ポスティングや、新聞折り込みなどを検討する。このための費用を捻出するための工夫、努力も必要である。

発刊から20年以上経過しているお知らせ版については、情報媒体も激変しているため、手段、方法、発行回数等を含め、あり方について検討する。印刷製本費を削減し、配布委託料や、自治会の補助金(配布に充てられる一部)をあわせ、自治会に頼らない配布の実施を検討する。

発行方法、配布方法の変更については、ある程度の期間を要するので、期限を設け方針を決定する。なお、今後の町で行う事業におけるアンケートに「広報を読んでいるか」「この事業の情報元」などについて記載させてもらい集計する。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・自治会では未加入世帯には広報を配布しておらず、全世帯への配布の可否について意見を聴いたが、配布者の負担増や広報をもらうために自治会に加入している人が脱会してしまう恐れがある等の意見があり、全自治会一致とならなかつたため、継続的に協議をすることとした。
- ・平成21年度に町長を含めた話し合いを行い、広報を全世帯に確実に配布できる方法として、平成22年5月号からポスティングを導入することとした。なお、ポスティングの導入に合わせて町内の事業所にも配布を行うこととした。
- ・平成22年度～23年度の緊急財政対策において、お知らせ版の発行を休止し、これを補うため、1日号の掲載量を増やしてカバーしたが、平成23年2月に実施した広報に関するアンケートでは、お知らせ版発行の再開についての要望は特になかった。
- ・お知らせ版の発行休止により配布回数が概ね半分になったことで配布委託料を圧縮できた。
- ・広報の読まれ方や行事等の情報源については、隔年で行っている「すみよいまちづくりアンケート」に続けて設問を設けており、その結果を見ると、町民は「行政情報、政策情報」についての掲載を望んでいる。

25年度以降

- ・広報の配布は、シルバーハウスによるポスティングを継続していく。他の民間事業者、障害者団体については費用対効果が高いと認められる場合に切り替えを検討する。
- ・お知らせ版については2年間休止しているが、再開を求める声がない。また、お知らせ版に掲載していた情報のうち、町の催し、休日当番医、ごみ収集日程等は、休止に伴って1日号にまとめて情報提供しており、紙面構成の見直しや紙面を平均2ページ増やしたことで各課等から依頼を受けた情報は掲載できていることから、お知らせ版の再開については必要に応じて検討を行うものとする。
- ・なお、町民が望んでいるさらなる行政情報、政策情報については、紙面の工夫や各主管課等と特集を組むなどの体制を取って対応していく。

H20 事業仕分け
事業名

文書館運営事業(総務課)

第1班

第2事業

町の方針

寒川町(要改善)

文書館は、重要な記録を保存し、記録から過去のことを知り、その上で町の未来を考え、町政に役立てていくことが存在意義である。文書館のはたすべき責務は今後さらに大きくなるため、本事業は継続とする。今後は団塊の世代の退職等により、郷土の歴史等に興味を持ち、研究する人の増加が見込まれ、図書館や文書館の利用者の増加が予想される。

同じ建物にある利点を生かし、職員の交流を行い、文書館、図書館の職員が双方のレファレンスができるようになる等のスキルアップを図り、人材育成を行う。職員の併任についても検討する。

また、文書館は開館から2年しか経過していないため、現在の形のメリット、デメリットについての分析が十分にできていない。当分の間は現状のまま運営するが、開館5年目にあたる平成23年度までに現在の形がよいのか、あり方について検討する。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

・文書館は町の記録資料を保存・活用する場所であることが、多くの町民にも町職員にも認識してもらえるようになってきており、レファレンスもコンスタントに対応している。とりわけ平成23年は東日本大震災の影響で町民の防災意識が高まり、自分の住んでいるところが安全かどうかを、過去の災害記録や地質情報などで確かめたいという来館者が増え、地域の情報を提供し、発信するという文書館の役割を果たせるようになってきた。

・平成22年度予算で臨時職員賃金が大幅に減額され、勤務ローテーションが充分に組めなくなるのにともない、図書館との併任や総務課職員の応援などについて検討したが、メリットよりデメリットが大きく、いずれも実施を断念し、22年度は人事管理費による臨時職員の雇用で対応した。

・図書館との人的交流は難しいものの、庁舎管理やコンピュータシステムの一元化など、複合館のメリットを最大限に活かしながら運営に努めてきた。平成24年度は両館合同で火災を想定した避難訓練を実施した。

・開館5年目までに今後のあり方について検討することになっていたが、公文書管理法の制定・施行により、現用文書の管理、情報公開、歴史的公文書の保存・公開を一体のものとしてとらえる必要性がますます高まっているため、現状の組織がベストであると判断した。

25年度以降

・記録資料の大切さを町民にも職員にもさらに知ってもらうよう努めなければならない。町民への普及の手段としては講座など、町職員については新採用時の研修を行っており、今後も継続していく。

・引き続き複合館のメリットを活かした館運営に努める。

・資料を未来に継承し、適切に町民に提供していくためには、資料に精通した職員の養成が急務である。平成24年12月に日本アーカイブズ学会におけるアーキビスト資格認定の申請が始まっており、今後、資格取得者を計画的に配置することを検討していく。

H20 事業仕分け
事業名

資料保存活用事業(総務課)

第1班

第2事業

町の方針

寒川町(要改善)

資料の保存業務については、期限を設けることは不可能であるため、継続する。

活用業務については、今まで、文書館の認知度を高めるための普及活動(資料のことを知ってもらい、興味を持つ人を増やす)に力を入れてきたが、今後は、文書館の本来の目的である公文書の管理に重点を置き、現用文書から歴史資料までを一環として捉えていけるように文書取扱規程を見直し、公開のルールを速やかに検討する。

また、講座については、生涯学習課で行う教養講座とは目的を異にするものが多く、生涯学習課で統一して実施することは困難であるが、積極的に生涯学習課の講座とタイアップし、実施していく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

・個人および団体蔵資料の寄贈・寄託については、これまで32件、約3900点を受け入れたほか、写真版での公開許諾も進み、保存・公開できるものは着実に増えている。平成24年度は11月に一之宮の入沢章家文書の寄託を受けた。

・講座・講演会・展示といった普及活動は、町民に資料の大切さを知ってもらい、閲覧利用につなげることを目的としている。特に、古文書講座や中世史講座は、毎回定員を上回る応募があり、大きな成果を挙げている。展示では相模線複線化等促進期成同盟会とタイアップするなど、裾野を広げ多くの方に来館してもらう工夫をしているほか、映像上映会を図書館と共に催で行ったり、生涯学習課や観光協会の史跡ウォークの講師を務めたりするなど、他機関との協働にも努めている。平成24年度は湘南広域都市行政協議会と共に催の企画展や、観光協会と共に催の講座などを開催した。

・平成23年度に公文書管理法が施行されたため、国や他自治体の動向の情報収集に努めたが、文書取扱規程の見直しについては検討を始めたものの、実現までには至っていない。

・災害に備え、平成23年度に定められた「災害時職員行動マニュアル」に、資料の保全について盛り込むことができた。

25年度以降

・個人蔵・団体蔵の資料の受け入れについては、引き続き実施し、利用できる資料を増やしていく。

・資料の利用につなげるため他機関とのタイアップを今後も積極的に行い、普及活動によって文書館の役割や寒川の記録資料を多方面にPRしていく。

・公文書管理法第34条(地方公共団体の努力義務)への対応として、条例化を視野に情報収集を行っている段階であり、例規の見直しをできる限り速やかに行い、歴史的公文書の公開を進める。

・災害に備え、他地域の公文書館等と連携してマイクロフィルムのバックアップや、資料のレスキューフィルムを構築することが課題である。

H2O 事業仕分け
事業名

狭あい道路解消事業

第1班

第3事業

町の方針

寒川町(要改善)

本事業は、21年度は現行どおり進めていくが、セットバック後の土地の買い上げを、寄付等の無償譲渡とする方法など近隣の市の状況を調査研究し、22年度4月を目途に手法の改善を行う。
なお、町の道路のうち4メートル未満の路線の拡幅を進めることは、緊急車両の通行等のため、町として必要な事業であるので、本事業とは別の事業(道路改良事業、道路整備事業)において緊急や重要性を考慮し、優先順位をつけ道路の拡幅を実施している。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

近隣の状況について次のとおり確認した。

- ・茅ヶ崎市、藤沢市、平塚市では要綱を定め、狭あい道路整備の事業を展開している。
- ・土地の取得方法について、各市とも買取、寄附採納、無償使用と選択できるようになっているが、茅ヶ崎市、平塚市については用途地域に応じて固定額を設定しており、藤沢市については、固定資産評価額を基に一定の割合で買取を行っている。
- ・工作物等の移転補償費については、各市とも用地対策連絡協議会単価表等による積算額を全額負担している。

このような近隣状況を踏まえ検討したところ、土地取得及び物件の補償については、当該土地所有者の負担軽減という観点からも必要と考え、近隣市町村と足並みを揃えて現在の手法(有償譲渡・無償譲渡・無償使用)を継続していく。ただし、寒川町開発指導要綱に係る建築確認の場合であって、道路後退が発生した場合は、無償譲渡としている。

25年度以降

- ・今後についても、有償譲渡、無償譲渡及び無償使用の手法で事業を行い、無償譲渡及び無償使用の交渉を積極的に行っていく。

H2O 事業仕分け 事業名	公園等運営管理事業	第1班 第4事業
町の方針	寒川町(要改善)	
<p>アダプト・プログラムは、公園や道路などの公共スペースを、住民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで清掃等を実施し美化を進める制度であるため、公園だけでなく、道路や教育施設等の公共スペース等にも適用地域や学校、町内会、企業等が担い手となって管理できるよう、町全体でこの制度についての研究をしていく。</p> <p>また、一之宮公園については、管理棟を含めた指定管理者制度を、さむかわ中央公園は、総合体育館とあわせた指定管理者制度の導入を検討する。</p>		
町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)	
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト・プログラムは、公園だけではなく、公共施設について行う方針であり、関係する各課が多い為、担当課のみでの対応ができなかつたが、地域自治会による公園に限定した運営管理について、平成24年度に近隣の実施状況把握等の調査及び実施形態等についての内部検討を行った。 ・指定管理者制度の導入については、総合体育館は収益性のある施設であるため、単独で指定管理者の公募・選定を行った。 ・都市公園については、基本的に無償利用の施設であることなどから指定管理者選定委員会において当該制度の導入は適しないとされた。 	
25年度以降	<p>地域自治会による公園の運営管理について、24年度に行った内部検討に続き、次のとおり進めていく予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 試行可能自治会と実施形態の整理、検討、調整 ・平成26年度 試行を実施予定 <p>一之宮公園、さむかわ中央公園を寒川総合体育館と併せて指定管理できるか検討を進める。(次期指定管理者の公募時期までに検討)</p>	

H2O 事業仕分け
事業名

少人数学級実施事業

第1班

第5事業

町の方針

寒川町(要改善)

少人数学級の学習面や生活面の効果及び課題・意見等(保護者、教師の両方)を示すデータを集積し、これを検証することにより、少人数学級の適正人数や、必要とする学年などの判断ができる。常に、現状を分析することにより、方向性を考えていく。

また、こういった分析を行った上で、本事業を今後策定する寒川町教育振興基本計画に位置づけることが必要である。

さらに、教科によってチームティーチングや、少人数のグループに分けた指導を含めて、より効果的な指導方法を研究していく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

学校では、年度末に学校評価を実施している。その際、自己評価をするための資料として児童・保護・教職員へアンケートを実施している。アンケート項目の中に少人数学級での指導成果を問う設問を設けている。アンケート結果から87%超の好意的な評価を得ている。また、基礎力定着度確認問題の全体正答率でも、1年生は86.1%、2年生は82.2%と他学年に比べて良好な状況にある。

また、日頃の学級活動等を見ていると、30人以下学級では児童数の多い学級に比べ、明らかに落ち着いた活動が展開され、個々の児童の違いに応じた適切な指導が行われていると判断できる。

寒川町教育振興基本計画には、重点施策として少人数学級実施事業を位置づけ「基本的な生活習慣・基礎的な学力の定着率90%」を数値目標に掲げ、取り組んでいくことを明示した。

あわせて、中学年・高学年においては国語・算数・理科・家庭といった教科でチームティーチング、少人数編成での効果的な指導方法について研究授業を随時行い研究を深めた。

平成23年度から国の事業として、小学校1年生において35人以下学級編制を実施している。また、平成24年度は小学校2年生において県の事業として、35人以下学級編制を実施している。さらに町では、こうした国や県の事業を前倒し、1学年先の小学校3年生で35人学級編成を実施している。

25年度以降

少人数学級での指導の恩恵を知っている保護者からは、上の学年での少人数学級編成を望む声が多くある。

国や県に対しては、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画にもとづく、少人数学級の実施学年の推進を要望しているところである。

財政面はもとより、教員の確保も難しい状況ではあるが、よりきめ細かな効果的な指導を行い、寒川の子どもに生きる力を確実につけさせるため、国や県の動向を見据ながら、少人数学級実施学年の拡大を図っていきたい。

H20 事業仕分け 事業名	自治会活動支援事業	第1班 第6事業
------------------	-----------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
住民は今までのようにサービスの受け手であるだけでなく、自ら担い手として自治に参加することも求められている。従って、自治活動の成果は、自立的・公益的な活動を進める地域とそうでない地域との間に差が生じてくるが、やむを得ない。住民自治を進めるため、補助金のあり方を見直し、公益的活動支援に切り替える必要がある。 町からの補助金も税金の一部であるから、各自治会の事業計画や会計状況は明示されなければならない。継続した会計指導を行い、早急な自治会の自立を促す。	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	
<p>現在の均等割、世帯割による自治会活動交付金について、各自治会の公益的事業の実施状況に基づき交付する形への見直しは出来ていない。</p> <p>自治会に対する会計指導についてはこれまでに次のような取り組みを行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 会計指導 平成20年度 会計指導 平成21年度 自治会活動交付金実績報告書の精査 平成22年度 自治会活動交付金実績報告書の精査・自治会マニュアル作成 平成23年度 自治会活動交付金実績報告書の精査 平成24年度 自治会マニュアルの改訂・充実 <p>自治会長連絡協議会補助金については、協議会における自治会だより作成などの事業に対して補助を行っている。</p>	

25年度以降
<p>地域コミュニティ組織である自治会は、協働のまちづくりの最大のパートナーであり、町全体を、協働の観点からレベルアップするために、ある程度平均的な補助は必要だが、事業に対する補助が基本であるべきと考えるので、住民活動が停滞することのないような範囲での見直しを行っていく。</p> <p>自治会長連絡協議会補助金については、これまでどおり事業に対する補助として継続していく。</p>

H2O 事業仕分け
事業名

観光協会補助事業

第1班

第7事業

町の方針

寒川町(要改善)

平成21年度に観光事業検討協議会(観光協会・商工会・町)と外部からのオブザーバーにより観光(事業)プランを作成し、事業内容や組織などを検討する。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・平成22年4月1日に有識者を含めた寒川町観光事業検討協議会研究会を設置し、観光振興計画について研究及び検討がすすめられた。
- ・平成23年11月17日に「寒川町観光振興計画(案)」がまとめられ、町に報告された。
- ・寒川町観光事業検討協議会研究会から町に提言された「寒川町観光振興計画(案)」に基づき、観光協会がこれを推進していくためには、協会の運営体制の強化を図る必要がある。
- ・平成24年度は、これを踏まえて総合体育館駐車場の年末年始(12/31～1/3)の運営業務を行った。

25年度以降

- ・「寒川町観光振興計画(案)」を踏まえた観光協会の運営体制の強化に向けて、観光案内ができる場所への事務所移転や常勤職員の確保などの計画的な支援を行っていく。

H2O 事業仕分け
事業名

処理困難物処理事業

第1班

第8事業

町の方針

寒川町(要改善)

本事業については、おおむね現行どおりとする。ただし、広域化の検討や、不法投棄を減少させるための施策は、コスト削減の面以外からも必要であるので、廃棄物の担当課として取り組むこととする。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

廃家電、廃バイク、廃タイヤ、廃乾電池などの不燃ごみとなる処理困難物については、それぞれ専門の運搬処分業者と委託契約を結び処理を行った。

なお、広域化については2市1町の間でも検討課題とはならなかったため、実施には至っていない。

不法投棄については、国、県、町内企業で組織する「高座地区河川をきれいにする会」の寒川地区会員と昼夜間の年11回、パトロールを行い不法投棄の実態把握と防止に努めた。

25年度以降

廃家電については、平成25年4月より施行された小型家電リサイクル法に伴い、平成25年度中に、2市1町の広域化の取り組みとして、国の補助事業に申請し、イベント回収及びボックス改修による、小型家電の回収を行い、国が認定した資源化処理業者へ引渡しを行う。

また、町独自でも、今まで廃家電の処理を町が費用を支払い、処理業者に委託していた方法を改め、廃家電全てを資源化処理業者が買い取る処理方法に転換していく。

寒川町廃棄物不法投棄監視指導取締実施要項に基づいて、不法投棄の実態把握と防止対策、投棄者の割り出し、地域住民協力依頼、情報収集などを行っていく。

また、常時不法投棄が行われやすい地点を中心に、従来から夜間あるいは早朝に行っているパトロール等を今後も関係団体と連携して行っていく。

H2O 事業仕分け
事業名

企画調整事務

第1班

第9事業

町の方針

寒川町(現行どおり)

従前は、バス転回場のようなバス事業に要する施設は、バス事業者が事業実施のために確保していたものであったが、平成14年の道路運送法の改正によりバス路線に関する規制緩和があり、交通空白地域が出てくる中で平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定され、市町村の責務として、主体的に地域公共交通の活性化<略>に取り組むよう努めることが定められた。このため、寒川駅南口を含めた地域全体の活性化のための公共交通を確保し、利便性を図る必要から町としてバス転回場用地を確保する必要があるため、現行どおりとする。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・方針のとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第4条第3項の規定に基づいて取り組みを進めた。
- ・路線バス及びコミュニティバスの転回場として継続的に利用してきた。

25年度以降

- ・方針のとおり、路線バス及びコミュニティバスの転回場として今後も継続的に利用していく。

H20 事業仕分け 事業名	ふれあい塾運営事業	第2班 第1事業
------------------	-----------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
<p>本事業と児童クラブとは、「放課後」という部分では同じであるが、本事業の目的は児童の放課後の活動拠点(居場所、遊び場)を行政が提供するものであり、児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに対し(放課後や夏休みに)行政が遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。</p> <p>両事業の一本化は、目的が違うため、場所、利用者の金銭的負担などあらゆる面で不都合が生じることが予想される。</p> <p>町内5小学校の内の1校において、21年9月から児童クラブを校舎内に設置し、本事業との連携を図る。両事業を実施する中で、メリット・デメリットを整理し、他校においての連携の可能性を探る。</p> <p>利用者の立場で事業を展開することが行政の事業の進め方の基本となるべきである。両事業の一本化は、国の動向、「放課後子どもプラン」推進等の状況を見ながらさらに検討していく。</p>	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	両事業の連携については、児童クラブは保護者会が運営し有料でおこなっているため、児童クラブ入所児童が本事業への参加は可能(年1回の登録が必要)だが、逆に本事業の登録児童は児童クラブへ入所しない限り参加はできないという側面があるため、連携の推進は難しい状況である。

25年度以降
国の状況としては、現在も児童クラブについては、厚生労働省が所管し、本事業については文部科学省が所管しており、両省が連携して進めるとされている「放課後子どもプラン」の状況については、今後の国の動向を見ていく。

H2O 事業仕分け
事業名

公民館図書室運営事業

第2班

第2事業

町の方針

不要

総合図書館の分室として図書の検索、貸借ができるような環境を整備することにより図書室は廃止する。

当分の間現行どおりでの運営とするが、23年度の総合図書館の図書管理システムの更新にあわせ、分室化に移行できるよう検討していく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

・分室化(サテライト化)の準備を兼ねて、総合図書館の図書資料を各公民館図書室で受け取れる「リクエスト」を実施し、利用者の利便性向上と連携を図った。

平成21年度～23年度合計で1,435件の利用があった。

・公民館図書室のサテライト化について、総合図書館との間で共通化に向けた検討を進め、平成24年10月よりサテライト化を実施した。

25年度以降

・24年度のサテライト化実施に伴い、図書室を廃止した。

H2O 事業仕分け 事業名	総合図書館運営事業	第2班 第3事業
------------------	-----------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
現在の図書館体制で当分の間は問題がないと考えるが、単なる貸本屋、レンタルビデオ店にならないようにするためには寒川総合図書館としてのビジョンを常に意識しつつ業務を進めていく。 なお、現在の「非常勤館長」という職は制度として十分検討し、その結果を踏まえ改善していく。	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の求める資料や情報を提供していくこと、視聴覚コーナーの利用など多くの町民に図書館を有効に活用してもらうことが、図書館の役割である。 開館時に策定した資料収集方針を踏まえながら、年度毎に、蔵書のバランス状況にリクエストの動向やレファレンス内容を加味し、資料整備計画を策定し、選書を行っている。 ・町全体を網羅した図書サービス体制づくりを進めるため、平成24年10月より公民館図書室のサテライト化を開始した。 ・館長については、平成21年度より常勤館長としている。

25年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる貸本屋、レンタルビデオ店にならないために、既に定められている「選書に対する資料収集方針」に基づき、毎年の選書基準を定めて選書を行っていく。 ・公民館図書室のサテライト化の開始により、総合図書館を中心に町全体を網羅する図書館サービスの実現を目指す。 町民のニーズを把握しながら、資料の効率的な収集、保存や図書資料の貸出サービスなど利用者の利便性の向上を図るものであり、実際の業務を通して、利用者が利用しやすい図書館サービスの構築を行っていく。

H20 事業仕分け
事業名

小学校安全対策推進事業

第2班

第4事業

町の方針

民間

児童の登下校中の安全を守り、安心して通学できるようにすることは必要であり、当分の間、町が主体となって実施する。

地域のことは地域で考え、その地域に最も適した方法児童の安全を守る仕組みをPTA等で検討し、数年後の実施に向け関係機関と協議を行う。

また、各小学校では、地域との連携を深めていくこと(地域とともに歩む学校、地域ボランティアなど)が学校経営方針に掲げられていることからも本事業は地域と学校と町との協働によって実施すべきと考える。(学校教育課の事業計画にも、地域・家庭・学校が連携して安全確保をするための協議の場(子どもの安心・安全を見まもる推進委員会)が設置されている。)

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

20年度については、巡視時間を30分延長し、児童の安全確保の充実が図られた。

21年度については、児童の安全を更に確保するため、監視カメラの設置について検討したが、費用が膨大になることから人員による監視を継続し、児童の安全を図った。

事業の効率化の観点から学校教育課所管の「防犯対策推進事業費」と統合し、22年度に本事業は廃止した。

25年度以降

22年度から事業廃止

H20 事業仕分け
事業名

小児医療費助成事業

第2班

第5事業

町の方針

寒川町(現行どおり)

理論的には、仕分け人が考えるとおり、医療費は国または県など広域で統一されるべきである。現行の制度では、市町村の財政力によって差が出たり、政治に利用されているのが現実である。しかし、町の現状からこれを単独で廃止することなどは現実味がない。

国全体が統一されるような制度となることを、関係各機関に要望していくこととする。要望の方法については、最も効果ができるように検討していく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

県の小児医療費助成制度の拡大(小学校就学前)にともない、平成21年4月に県補助対象以上の上乗せ拡大(小学校3年生まで)を実施した。

この小児医療費助成制度は、すべての子どもが平等でなければならない制度で、市町村間の財政力等の違いにより対象年齢に差が生じることは、望ましくないものと考えており、毎年国・県に対して制度の創設を要望している。

25年度以降

今後も近隣の状況を注視していくとともに、国・県に対して制度の創設を要望していく。

H20 事業仕分け
事業名

敬老会事業(敬老会)

第2班

第6事業

町の方針

寒川町(要改善)

敬老会の実施は、町域や対象者の人数から、基本的に現行どおりとするが、送迎を社会福祉団体にフォローしてもらうなど、行政以外の団体をまきこんだものに変えていくことを検討し、経費を節減するとともに、役場ではなく地域がみんなで長寿を祝うという気持ちを醸成していくことができるよう工夫する。また、出演者については、老人会のアンケートを参考に予算の範囲内で決定しているが、町民センターで実施している以上(公民館施設であるため)入場料を徴収することはできない。なお、数年後には対象者の増加のため、本事業の実施方法自体を検討せざるを得ない状況となることが予想される。今後、「参加する敬老会」などの検討をしていく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・狭い町域を考え、1カ所で行う事業の効率性を考え、町主体で行った。
- ・平成23年度より、神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を活用し、1部(77歳以上)の方の送迎や演芸委託等に充当した。

25年度以降

- ・神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を活用できる間は、現行どおり継続する。

H20 事業仕分け 事業名	敬老会事業(記念品)	第2班 第6事業
------------------	------------	-------------

町の方針	不要
参加者記念品として支給しているが、敬老祝い金と重複する部分があるため、本事業は廃止する。 (なお、敬老会の開催場所である町民センターホールの安全対策、バリアフリー化を進めることとする。)	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	・平成21年度に事業廃止

25年度以降	・事業廃止済み

H2O 事業仕分け
事業名

福祉タクシー助成事業

第2班

第7事業

町の方針

寒川町(要改善)

利用者の考え方、要望、意識を把握するため、福祉タクシー券交付申請時にアンケート調査を行うなどして、利用実態にあった制度に改善するとともに、障害者が社会参加できるような環境を作る。また、本制度のみではなく、町全体の扶助に関する事業について、所得による制限が必要かどうか、について検討していく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・事業仕分けの結果を受けた町の方針に基づき、所得制限の導入の検討や利用者の状況に応じた利用券の交付について利用者へのアンケートを実施した。
- ・アンケートの結果を踏まえて、22年度より制度改正を行った。

改正内容

- ・所得制限の導入により非課税世帯を対象とした。(人工透析通院者は所得制限なし)
- ・人工透析通院者については、利用可能枚数を月4枚から月8枚に増やした。

結果

- ・事業費の抑制につながり、かつ利用率が従前より上回り、一定の効果が得られた。
21年度事業費 約414万円、交付枚数に対する利用枚数の率(利用率)は71.4%
22年度事業費 約216万円、交付枚数に対する利用枚数の率(利用率)は72.1%
23年度事業費 約230万円、交付枚数に対する利用枚数の率(利用率)は76.5%

25年度以降

- ・上記の制度改正に基づき事業を継続していく。

H2O 事業仕分け
事業名

成人の健康診査事業

第2班

第8事業

町の方針

寒川町(要改善)

健康診査の目的は疾病の予防であり、将来的な医療費の減額となる。

本事業を工夫し、受診者が増加するよう21年度の改善実施を目指し、日曜日の検診実施など詳細を検討していく。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- 平成20年度は、18歳から39歳までの対象者(約8,400人)に受診勧奨ハガキを送付。集団健診実施回数6回(日曜実施なし)。受診者数388人。
- 平成21年度は、受診勧奨通知の対象者を絞り込み、特に受診者を増やしたい30代(約3,800人)に対し、前年度受診者の結果状況について情報提供をした。20代の女性には、子宮頸がん検診の受診勧奨通知に同封した。がん検診事業通知への同封や、受診数の少ない18、19歳は広報のみで周知することで、通知費用を減らした。実施6回のうち1回を日曜実施にした。受診者数318人。
- 平成22年度は、30代国民健康保険加入者(約1,700人)に勧奨通知を送付した。1回の申込みを80人から100人に増やし、日曜日を含む3回実施にして委託料と職員雇用賃金の減額をした。受診者数222人。
- 平成23年度は、日曜実施は平日に比べて受診者が増加する傾向があり、日曜日1回とがん検診と同時に受診できる日を2回にした。子宮頸がん検診と同時実施にすることで受診者増をねらったが、受診者数は186人となった。
- 毎年、広報による周知と、健康課の他の事業の中で受診勧奨のチラシを配布。
- 受診者の自己負担金額は700円で継続。
- 受診者数減に関しての検証:実施日数が6回から3回と半減したため。また、対象年齢全員に送付していた勧奨通知を絞り込んだためと思われる。
- 平成24年度は全3回の日程を、がん検診と同時受診できるように健診機関と調整した。受診定員240人、受診実績166人。

25年度以降

平成25年度以降

- 日曜にも同時実施できるように委託先事業者と日程調整をしていく。
- 受診者数、受診率は伸びていないが、特定健康診査の対象となる40歳になる前から自分の体調を知り、生活や食習慣を見直す機会として実施し、前年度同様、30代の国民健康保険加入者に受診勧奨をしていく。
- 「定期的、継続的な健診は大切」ということや、「自分の健康は自分で守る」ということを意識付ける場として実施していく。
- 予算面からみると、国、県からの補助金が付かない事業。一般財源のみなので事業拡大は難しいと考えるが、より多くの人が受診できるような健診を考えていく。(対象年齢、集団健診の日程、個別健診への移行等)
- 受診者の多くは20代後半から30代。18~39歳としている対象者の変更も考えていく。

H2O 事業仕分け 事業名	防犯灯整備事業	第2班 第9事業
------------------	---------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
当分の間は現状どおり防犯灯の管理事務を行うこととするが、今後の管理のあり方について自治会と協議していく。	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管の交換等の修繕は、自治会から委託業者へ直接依頼を行うこととなっているが、負担に感じている自治会も少なくない。自治会長に確認しても、防犯灯整備業務全般をまかされても負担が大きく難しいとのことで、現状の修繕依頼、新規設置要望のとりまとめが妥当と考える。 長寿命で低消費電力であることから、球切れ等による修繕件数の削減や電気料節減のため、平成24年度から新設する防犯灯のLED化を始めた。
25年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯のLED化については、球切れ等による修繕件数の削減や電気料節減のため、今後も新設を対象に行っていく。 今後の防犯灯管理のあり方については、経費負担や管理の手間など自治会と充分な調整を行いながら、将来的に管理が可能な環境が整った段階での移行を考えている。

《参考資料》実施翌年度の予算措置状況

平成20年度実施 事業仕分け

事業名	町の方針	仕分け後の予算状況(単位:千円)			旧担当課等 (～H24年度)	新担当課等 (H25年度～)
		H19年度 決算(A)	H21年度 予算(B)	(B)－(A)		
広報さむかわ等発行事業	町(要改善)	11,456	11,579	123	広報統計担当	企画政策課
文書館運営事業	町(要改善)	8,013	7,166	-847	総務課	総務課
資料保存活用事業	町(要改善)	2,869	11,831	8,962		
狭あい道路解消事業	町(要改善)	14,398	12,945	-1,453	道路課	道路課
公園等運営管理事業	町(要改善)	84,678	76,986	-7,692	都市計画課	都市計画課
少人数学級実施事業	町(要改善)	4,604	9,897	5,293	学校教育課	学校教育課
自治会活動支援事業	町(要改善)	10,625	10,661	36	町民課	協働文化推進課
観光協会補助事業	町(要改善)	17,954	8,314	-9,640	産業振興課	産業振興課
処理困難物処理事業	町(要改善)	10,309	11,896	1,587	環境課	環境課
企画調整事務	町(現行どおり)	5,511	67	-5,444	企画調整担当	都市計画課
ふれあい塾運営事業	町(要改善)	3,142	3,378	236	生涯学習課	子ども青少年課
公民館図書室運営事業	不要	7,469	7,353	-116	公民館	町民センター
総合図書館運営事業	町(要改善)	110,364	71,732	-38,632	総合図書館	総合図書館
小学校安全対策推進事業	民間	2,907	3,311	404	教育総務課	教育総務課
小児医療費助成事業	町(現行どおり)	110,188	159,557	49,369	子育て支援課	子ども青少年課
敬老会事業(敬老会)	町(要改善)	6,092	3,102	-2,990	高齢介護課	高齢介護課
敬老会事業(記念品)	不要					
福祉タクシー助成事業	町(要改善)	3,612	3,800	188	福祉課	福祉課
成人の健康診査事業	町(要改善)	2,997	4,325	1,328	健康課	健康・スポーツ課
防犯灯整備事業	町(要改善)	15,389	16,285	896	防災安全課	協働文化推進課

【平成23年度実施 事業仕分け】

H23事業仕分け 事業名	議会だより発行事業	第1班 第1事業
-----------------	-----------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより編集委員会にてアンケート内容の検討を行い、今年度中にアンケートを実施します。 ・アンケート実施後、議会だよりのあり方や議案に対する議員別賛否掲載等、紙面構成の改善を検討します。 ・議会広報研修会への参加などにより議会だよりの充実に努めます。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
--------------	---

24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年8月1日～31日にかけて「寒川町議会に関するアンケート」を実施。249名からの回答があった。この中の議会だよりに関するアンケート結果を踏まえ、議会だよりの表紙デザインの変更、審議内容をわかりやすく伝えるための紙面構成の変更、見やすくするための工夫などを行った。議会広報研修会へ参加し、表紙デザインの変更に役立てた。
--------	---

25年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会に向け、議会だよりを含め公開のあり方、議会報告会の実施などについて、必要に応じて隨時見直し等を行っていく。
--------	--

H23事業仕分け
事業名

道路整備事業

第1班

第2事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・道路の整備計画については、実施予定の工事箇所や、整備状況等について担当窓口や、町ホームページ等において公表してまいります。
- ・自転車道の整備については、当面の間は財政状況の面からも、町民の安全を確保するため、要望の高い通学路や公共施設周辺の歩道整備を優先してまいります。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・道路工事箇所を、町ホームページに掲載するため内容・範囲の検討を行い、23年度と24年度の工事箇所を町ホームページに掲載した。
- ・歩道整備については、小谷宮山29号線(旭橋側道橋前後)を85m整備した。

25年度以降

- ・引き続き工事箇所について町ホームページに掲載していく。
- ・歩道整備については、今後も緊急度の高い路線を重点に整備を進めていく。

H23事業仕分け
事業名

公共下水道維持補修事業

第1班

第3事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・寒川町の公共下水道は昭和49年度の整備開始から40年近く経過したものもあります。下水道の平均耐用年数は50年程度と言われており、今後は更新や維持管理の費用が発生するため、計画的に老朽化対策を図る必要性があります。そこで、老朽化が想定される初期整備地域について、平成23年度から管内部の詳しい状況調査を開始し、平成24年度末を目途に下水道長寿命化計画を策定し、その他の地域についても段階を追って策定してまいります。
- ・平成26年度を目標に地方公営企業会計制度への移行を進め、それを踏まえ、経営計画を作成してまいります。作成に際しては、下水道事業の全体像を市民に示し、財源の使途、運営方法などを公表してまいります。
- ・下水道使用料は平成13年度以降改定を行っていないことから、現在の使用料で受益と負担のバランスが保たれているのか、また、下水道会計の経営面からの検証も必要であることから、使用料のあり方について平成24年度末までに検討いたします。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・下水道長寿命化計画については、既に策定されている基本構想を踏まえて既存資料の調査及び集計を行い、平成24年度末に計画を策定した。
- ・地方公営企業会計の移行にあたり、その目的や導入効果、適用範囲、資産調査方法、スケジュール等を定めた寒川町公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針を策定し、この方針に基づいた資産調査を平成24年度から開始した。(24年度は、汚水管渠約70km等)
- ・下水道使用料は、公的役割と私的役割のもとで適正な費用負担の原則の確立を図ることが重要であることから、平成23年度においては、使用料で賄うべき経費の不足額を下水道運営審議会や議会へ報告し、今後の見直しのスケジュールを示した。また、平成24年度においては、下水道運営審議会へ使用料見直しの諮問を行い、使用料対象経費の不足額や他市町村の状況等を報告、適正な使用料で健全な経営内容となるよう審議した結果、9.5%の使用料引き上げの答申を受け、議会の議決を経て平成25年4月1日からの引き上げが決定した。

25年度以降

- ・長寿命化計画に基づく老朽化対策を進めていく。
- ・寒川町公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針の中で、公営企業会計の新基準が平成26年度から適用される事に伴い、移行年度を平成27年度に修正し、資産調査や財務システムの調査等を続ける。
- ・使用料は、下水道運営審議会の答申の付帯意見としてあった定期的な見直し作業を続ける。

H23事業仕分け 事業名	コミュニティバス運行事業	第1班 第4事業
-----------------	--------------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
<ul style="list-style-type: none"> 現在のコミュニティバスの運行は、当初の既存バス路線の代替機能を重視した「誰もが気軽に利用できる」ことを目的とした運行から、高齢者や障害のある方などの交通弱者や交通不便地域の方を対象とした運行に、目的や対象者が変化しています。しかしながら、利用対象者の分析を行わなかったことなどから、利用者数が少ない状態です。目的や対象者を整理したうえで、平成23年度から再度見直しの検討を始めます。 検討に当たっては、バス車両による運行に限らず、あらゆる交通手段の可能性や、受益者負担の公平性、並びに福祉施策や、他の公共交通との連携など総合的な検討を行い、平成24年度末を目途に方針を決定いたします。 方針決定までの間は、現行の運行方針のとおり継続いたしますが、利用者促進や、広告収入のさらなる確保を図りながら運行してまいります。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年6月に行った小幅なダイヤ改正や、現行ルートの定着などの理由から利用者が前年対比約1割増加しました。 コミュニティバスの今後について府内検討を行うため、「コミュニティバスのあり方等に関する府内研究会」を立ち上げ、検討をすすめてまいりました。 検討の結果を受け、公募の町民や学識経験者、各種組織から選出された委員で組織する、「コミュニティバスのあり方等検討委員会」を平成23年10月に設置し、今後のあり方について検討することにいたしました。 平成24年度からコミュニティバスのあり方等検討委員会で検討を始め、平成24年度末を目途に報告書が提出される予定。

25年度以降
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスのあり方等検討委員会による報告書の内容を踏まえ、町として見直し作業に入ります。 交通施策の所管において町民や利用者の意向に関するアンケート調査を実施しており、その結果を見直しに活用します。

H23事業仕分け 事業名	消防庁舎維持管理経費	第1班 第5事業
-----------------	------------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
<p>・条件付き競争入札について、入札条件の見直しを行い、新規業者の参入の機会拡大に努めます。</p> <p>・契約の統合化(建物総合管理委託など)については、より多くの業者の入札参画を阻むことが懸念されることから、現行での契約とします。</p> <p>・消防庁舎清掃業務委託については、一部期間を随意契約としてきましたが、24年度から、年間を通した委託期間に見直してまいります。また、電気設備など、設置しているメーカーの特約店と契約している業務委託等については、引き続き随意契約としますが、原価調査等を実施し、コストダウンを図ってまいります。</p> <p>・本施設を今後維持していくためにかかるランニングコストや、大規模施設改修及び機械設備の修繕等の時期についての将来的な計画を24年度末を目途に作成し、適切な維持管理を行ってまいります。</p> <p>・地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているため、町では、職員福利厚生会に対し消防庁舎の一角に自動販売機を設置することを許可しています。また、設置に当たっては、職員福利厚生会から公共施設の目的外使用料を徴し、自動販売機設置業者が電気料を負担しており、適切であると判断し、今後も福利厚生会による自動販売機の設置を継続いたします。</p>	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<p>・消防庁舎清掃業務委託については、極力無駄を省いた必要最低限の内容と認識しており、事業規模を縮小することは困難であると考えます。なお、24年度から年間を通した委託契約期間に見直しました。</p> <p>・本施設を今後も維持していくための適正な保守管理として、施設等の老朽化の状態を事前に把握し、異常の兆候ができる限り早く見つけ、適切に処置することで故障などを回避し、これにより修繕等の費用を最小限に止めます。</p>

25年度以降	
<p>・本施設を今後も永続的に維持していくため、施設の状況把握を継続して行い、町総合計画に基づいて計画的に交換更新修繕等を行うよう努めます。</p> <p>・今後も福利厚生による自動販売機の設置を継続していきます。</p>	

H23事業仕分け
事業名

社会福祉協議会補助事業

第1班

第6事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・福祉基金には、5,500万円の町補助からの積み立て分が含まれているため、22・23年度は補助金の減額による人件費不足分充当のため、取り崩しを行いましたが、本来、基金を人件費に充てることは適切ではないと考えます。また、この基金は果実運用型基金としてきましたが、低金利の時代にそのような運用は適さないため、町積み立て分を除く福祉基金を目的を持った基金に見直す必要があるため、23年度中に基金の目的について、社会福祉協議会と協議します。
- ・社会福祉協議会補助金は、人件費を補助していますが、この積算根拠が不明確であるため、事業にかかる人件費としての精査を、23・24年度の2カ年で行い、適切な補助額がいくらか、積算根拠を明確にします。
- ・社会福祉協議会の職員給与について、福祉関係事業所等の給与水準と比較すると高額であるため、23・24年度の2カ年をかけて、5%の削減を図ります。
- ・社会福祉協議会の会費について、500円としていますが、社会福祉協議会で行う事業内容が見直されていることから、会費の妥当性について検討します。

町の方針に基づく対応状況

(※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・福祉基金のうち、町補助金からの積立分である5,500万円の返納について協議し、緊急財政対策の際に取り崩した額を除く3,350万円が平成24年度に返還された。
- ・補助事業に係る人件費について平成23、24年度の2カ年で精査し、人件費部分の積算根拠を明確にした上で補助金の額を決定するよう見直しを進めた。
- ・人件費については、平成24年度は予定どおり2%の削減を行い、平成25年度は3%の削減となるよう補助金の額を算定し予算要求を行った。
- ・会費の妥当性について平成24年度中に検討するよう社会福祉協議会に依頼した。

25年度以降

- ・補助事業における人件費部分の積算根拠を明確にし、事業費(事業実施に伴う人件費を含む)に対する補助への転換を進めていく。

H23事業仕分け
事業名

子育て支援事業
(子育て支援センター)

第1班

第7事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・子育て支援センターは、育児中の母・父親のリフレッシュや、育児などに悩みを抱えた親御さんの状態を見守り、支援するためには、カリキュラム形式ではなく、フリースペースを中心とした運営が適切であると考え、今後もフリースペースを提供してまいります。
- ・利用状況の実態を把握する仕組みづくりの検討と、利用者アンケートを23年度中に実施し、24年度から利用者のニーズにあった事業内容を検討してまいります。
- ・契約方法については、事業の性質上、状況に応じた支援や働きかけを子どもや保護者に行って行く必要があります。最も重要な資源は、業務に当たる担当者の経験に基づく実践力であるため、当該事業の目的を達成するためには、現在の委託先にすることがより良い子育て支援に繰がると考え、引き続き随意契約とします。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・子育て支援センター利用者に対して、ニーズ調査を実施した。調査内容は、利用頻度、利用時間、設備関係や運営方法など9項目について、平成23年10月の1ヶ月間113名からの回答をいただいた。
その結果としては、利用者の多くの方から現在の運営方法に満足しているとの回答を得たところであるが、親子イベントや母親講座などを希望する方もいたことから、平成25年3月に試験的に講座を開催した。

25年度以降

- ・24年度に試験的に開催した講座における参加者の意見など、利用者のニーズを踏まえながら今後も取り組みを進めていく。

H23事業仕分け 事業名	子育て支援事業 (ファミリーサポートセンター)	第1班 第7事業
-----------------	----------------------------	-------------

町の方針	寒川町(要改善)
<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンターで行う育児援助活動は、悩みを抱えた親御さんの利用が多くあるため、あずかる方、あずかる方の両者の家庭状況を把握し、支援していくことから、経験・実績のあるアドバイザーの配置が必要と考えます。しかし、利用状況により人員配置の見直しなど効率化を図ります。 ・各小学校校区に1名配置している(まかせて会員)地域リーダーから、利用実態の変化など現状を確認するとともに、新規登録者に対しどのようなサービスを希望するのかなどを調査し、利用しやすい環境を整えてまいります。 ・本事業について、健康課で行う父親母親教室などのPRを引き続き行います。 ・契約方法については、事業の性質上、状況に応じた支援や働きかけを子どもや保護者に行って行く必要があります。最も重要な資源は、業務に当たる担当者の経験に基づく実践力であるため、当該事業の目的を達成するためには、現在の委託先にすることがより良い子育て支援に繋がると考え、引き続き随意契約とします。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーを中心とした会員からのニーズ調査を実施した結果、利用料金が高いことやお楽しみ券の配布などの公的負担を望む声が多かった。 また、年々減少傾向にある利用件数については、内容分析を行ったところ、児童クラブの延長保育及び2年生以上の子どもに対して、親の申し出による夕方夜間以外のひとり帰宅を実施したことにより「児童クラブの送迎」を目的とした利用の減少が大きかった。なお、様々な子育て支援策が官民を含めて充実してきたことも要因として考えられる。 ・PR活動については、広報紙による周知の他、24年8月に制度概要の冊子を広報に併せて全戸配布を行った。また、専用のホームページも公開された。

25年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査や実際の利用状況などをもとに効率化を図りながら、より利用しやすい環境を整えていく。 ・PR活動については、今後も広報紙やホームページなどを活用ししていく。

H23事業仕分け 事業名	母子保健事業	第1班 第8事業		
町の方針	寒川町(要改善)			
<p>・父親母親教室は、本事業の最初の入り口であります。22年度の参加率は37.7%と低く、参加率向上(平成32年度参加率60%達成を目標)のための取組を行います。既に、母子手帳申請者へのPRとしてカウンターのポスター掲示や届出書に教室参加の意思確認の設問を設けるなど、見直しを行いました。さらに、24年度に向けて教室の日数や内容の見直しなど、参加しやすい教室となるよう検討を進めます。</p> <p>・本事業の最後の健診となる3歳6か月児健康診査について、健診回数を年12回から10回にしたことにより、受診率が4%低下したため、24年度から受診回数を12回に増やすことを検討し、幼稚園や保育園にも健診を周知して、受診促進を図ります。また、4歳0か月児まで受診可能であるため、個別通知や未受診者訪問による勧奨を実施します。</p> <p>・育児の孤立化や虐待予防のため、未受診者(親子・家庭)の状況把握が必要であるため、未受診者名簿を作成し、他の健診の受診状況・予防接種の有無・各種相談、訪問の履歴・家庭状況等の把握に努めます。22年度に最終的に接触できなかったケースは4件であり、今後は予防接種の案内を通知したり子育て支援課で行う要保護児童連絡会議等において情報提供を行い、関係機関と共に対応を検討してまいります。</p>				
<p>町の方針に基づく対応状況</p> <p>※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)</p>				
24年度以前				
<p>・父親母親教室は、その参加率を40.0%を超えることを目標に置きました。達成のために取り組んだ事柄は、①日頃からの事業の積極的な周知②正確なニーズ把握③対象へのきめ細やかな働きかけの3点です。</p> <p>①は、対象が「参加してみよう」と思えるようなチラシづくりに取り組みました。また、カウンターに日常的に掲示をし、事業が目につく環境を作りました。</p> <p>②は、母子健康手帳交付に際し、妊婦が記入する妊娠届出書に教室参加意思を尋ねる項目を新たに設けました。</p> <p>③は、母子健康手帳交付時の面接で、教室参加のメリットの説明を丁寧に行い、また、必要に応じて参加を促す電話をしました。これらの取り組みにより、23年度の参加率は43.6%でした。</p> <p>・3歳6か月児健康診査は、22年度90%を割ってしまった受診率を90%台に戻すことを目標に置きました。達成のために23年度から取り組んだ事柄は、①受診の必要性、重要性を伝える働きかけ②未受診者の綿密な対応の2点です。</p> <p>①は、健診の日時等を事前に案内をする個別通知の内容を見直しました。また、保育園との連携を図ったり、指定日に受けられないと連絡をくれた保護者は別日での受診を働きかけました。</p> <p>②は、受診勧奨の再通知や、訪問で状況確認を行いました。これらの取り組みにより、23年度の受診率は91.3%でした。</p> <p>・育児の孤立化や虐待予防では、母子保健事業及び予防接種事業の全てが未受診、未接種のケースを把握するための名簿を作成し、子どもの成長発達と生活状況を確認しました。22年度の4件のケースについては、訪問や要保護児童連絡会議をとおして対応済です。なお、23年度は0件でした。</p>				
25年度以降				
<p>・25年度に向けて、父親母親教室は、23年度の取り組みを継続するとともに、さらに対象者の参加意欲を高めるためコース数を4から5に増やす予定であり、対象者の興味や町側が伝えたいことなどを踏まえた方策を考えています。</p> <p>・3歳6か月児健康診査は、23年度の取り組みを継続します。</p> <p>・育児の孤立化、虐待予防は、全ての母子保健事業に共通の目標です。親や家族への生活環境等の育児支援や子どもの成長発達支援をもれなく行うようにするとともに、親子が地域で孤立化しないよう、これまでどおり児童相談所やファミリーサポートセンター、医療機関など他機関との連携を進めています。</p>				

H23事業仕分け
事業名

はり・灸・マッサージ治療扶助事業

第1班

第9事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・はり・灸・マッサージの施術効果は、医療費の減額等の数字として確認できるものではありませんが、高齢者及び在宅介護者の心身のリフレッシュ、並びに健康の保持・増進に役立つものと考え、継続しますが、高齢者の健康増進について、より効果的な方法を研究してまいります。
- ・70歳以上の方への治療扶助は、24年度から対象者を後期高齢者医療の被保険者である75歳以上とし、長寿・健康増進事業等のために補助される後期高齢者医療制度事業補助金を財源とした事業に見直します。
- ・要介護4・5の方を在宅介護している方への治療扶助は、対象者が180名のうち22年度の申請件数が4件と極小でしたが、昨年実施したアンケート調査では、「介護者自身の健康・体力・精神面において不安がある」という回答が約50%であり、在宅介護者の身体的労苦を軽減するため、継続すべきと判断しました。しかし、少数の利用者である原因は、周知不足によるものと考えるため、利用者への制度の周知の方法を今年度から見直します。
- ・1施術当たり、500円を自己負担、2,500円を町が負担していましたが、施術を受ける方により、必要な時間、内容が異なるため、定額制を廃止し、1施術当たり2,500円(町負担分)を超える額は自己負担とする助成の方法に見直します。なお、22年度から緊急財政対策により交付枚数を2枚としていましたが、24年度から交付枚数の増加について検討してまいります。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

※23年度以前の制度内容

- ・対象者 70歳以上及び在宅介護者(要介護4・5) 年間2枚配布
- ・3,000円分の施術 自己負担 500円 町負担 2,500円
- ・75歳以上の方の分については、神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を活用。

※24年度に行った見直し

- ・対象年齢を後期高齢者である75歳以上に引き上げ
- ・受療券配布枚数を、1人年間4枚とする。(平成24年度12月までの利用枚数は867枚)
- ・受療券1枚につき2,500円を町が負担し、それを超える施術を受けた場合は利用者がその差額を支払う方法に変更。
- ・配布枚数及び利用者負担については在宅介護者も同様。

25年度以降

- ・当面は24年度に行った見直しの内容により事業を継続していく。
- ・周知については、現在、制度内容が記載された「高齢者ガイドブック」の配付を民生委員の協力により行っており、引き続き高齢者宅訪問時に配付を行っていく。

H23事業仕分け
事業名

集会所管理助成事業

第2班

第1事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・地域集会所や地区集会所は防災拠点としての役割が大きく、維持していく必要があります。しかし、昭和60年代から平成にかけ建設している施設が多く、今後、改修等の費用の増大が見込まれるため、これらの施設の維持・延命化を図るための将来計画を平成24年度末までに作成します。
- ・地区集会所については、施設を所有する自治会等に対し、管理に要する費用の一部として1集会所につき30,000円を交付しています。30,000円の算定基準が定かでないため、23年度中に交付基準の見直しを図ります。
- ・町が所有する地域集会所は、利用者から実費負担分(施設の使用に係る光熱水費等の費用)として、1回当たり300円を指定管理者が徴していますが、受益者負担の観点から、実費負担分のあり方を23年度中に検討します。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・老朽化した集会所の場合、建て替えが必要なものが多いため費用の見込みが難しく、また、耐用年数などを目安に交換・修繕を行う設備等も少ないので、将来計画については策定には至らなかった。
- ・各地区集会所における経費の平均は120,000円程度で、町からの集会所運営費交付金30,000円については光熱水費や管理用消耗品に充てられている状況であり、今後も同額を交付することとした。
- ・地域集会所利用者に対する300円の実費負担分のあり方や額については、指定管理者とも協議しながら検討を行ったが、問題となる点などは特に見いだされなかったことからこれまでどおりとした。

25年度以降

- ・中長期的な建て替えを含めた計画については、技術者等の意見を聞きながら、改めて策定に向けた検討を行っていく。
- ・集会所運営費交付金については、引き続き30,000円とする。
- ・地域集会所は町の施設であることから、利用促進とともに適切な受益者負担を求めるため、実費負担部分については今後も適宜見直しを行っていく。

H23事業仕分け
事業名

商工会補助事業

第2班

第2事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・商工会へ補助した結果どのような効果が図られたのか、現在測定するデータがないため、今年度から商工会で指導事業を実施する際に、相談者や講習受講者に対するアンケート調査を実施します。
- ・商工会への補助金は、人件費と事業費を補助していますが、人件費の積算根拠が不明確であるため、事業にかかる人件費としての精査を、平成23・24年度の2カ年で行い、適切な補助額がいくらか、積算根拠を明確にするとともに、商工会補助のあり方について検討してまいります。
- ・プレミアム付き商品券を発行することによる効果が曖昧であるため、取扱店のアンケートにより効果が検証できるよう、内容を検討し、23年度事業のアンケートに反映させていきます。
- ・プレミアム付き商品券は、税の公平な還元を目的とすることから、特定の者の大量購入防止のため、各世帯に購入券付きのチラシをポスティングし、この券が無いと購入できない方法に今年度から見直しました。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・商工会への補助の効果を測定するためのアンケートについては、商工会に対して実施するよう指導した。また、人件費に充てる部分の積算根拠については、事業に携わる時間を明確にすることで適切な補助額を把握できるように、予算要求書の様式を提示した。
- ・プレミアム付き共通商品券については、効果を検証するためアンケートを実施し、その結果を踏まえて24年度は実施を見送った。
- ・補助額については、商工会より提出される予算要求書の内容から現在の補助額と新たな数値との乖離を分析し、段階的に適切な補助額になるよう商工会と調整を図っており、平成25年度予算についても前年度と比較し削減する方向で要求を行った。

25年度以降

- ・商工会への補助については、今後も適切な補助額になるよう商工会との調整を図りながら精査していく。

H23事業仕分け 事業名	水質等検査事業	第2班
		第3事業

町の方針	寒川町(要改善)
<p>・町民の生活環境を守るために、県が実施する測定だけでは、町内の環境監視は十分でないと判断し、県の測定を補完する意味で、町独自の測定は必要であると考えます。しかし、環境の変化により、測定の必要性も変わることから、「経年変化の状況で環境基準をクリアしている測定ポイントや検査項目については休止する」、「状況の変化により測定を再開する」、「環境変化により、新たな測定を行う」などの町独自の基準を作成し、24年度に向けた見直しを行います。</p> <p>・測定結果については、町で実施しているものは町ホームページにおいて公表しています。しかし、これまで県で実施した測定結果については県独自で公表されており、県で行った町の測定結果が町民にわかりにくいくことから、町民の健康や生活環境を守るためにも、町ホームページから、寒川町内の環境測定に関する町と県の情報が町民にわかりやすく広報できるように早急に見直します。</p>	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<p>・県政総合センターの助言を受けながら町独自の測定基準を定め、精査した測定項目により23年度から実施した。</p> <p>・平成22年度に一之宮第2排水路において、1,4_ジオキサンの測定結果の年平均が環境基準を上回ったため、河川におけるジオキサンの測定回数を一之宮排水路は年7回、その他は年2回に増やして監視を行った。</p> <p>・県環境科学センターの助言のもと、事業所の測定項目を実態に合わせて見直した。22年度は基準超過事業所がなかったため、各事業所とも1回とした(14事業所)。</p> <p>・町と県の環境測定の結果をホームページで町民に分かりやすく情報提供した。</p> <p>・臭気については、過去に苦情のあった場所を中心に測定箇所の見直しを行い、15地点を4地点にした。測定地点については、今後も苦情等を踏まえて見直していく。</p> <p>・ダイオキシン類については、大気、土壤、水質、底質の各測定結果を長期的な視点で評価したところ、大気と土壤は環境基準より低い数値で推移しているため、今後は毎年の測定は行わず、長周期による監視を行うこととした。</p> <p>・1,4_ジオキサンの23年度の測定結果の年平均が環境基準を下回ったため、河川のジオキサンの測定については回数を減らし、一之宮排水路年4回、その他年2回とした。</p> <p>・事業所は実態に合わせ1項目を増とした。</p>

25年度以降
<p>・引き続き町独自の測定基準に基づき測定を実施。</p> <p>・水質改善によって河川類型がC類型からB類型となり、環境基準が厳しくなったが、町の調査は県の調査を補完するものであるため、今後も調査内容を精査しながらしていく。</p> <p>・今後も寒川町内における町と県の環境測定に関する情報を、町ホームページで町民にわかりやすく情報提供していく。</p>

H23事業仕分け
事業名

公共施設等維持管理経費

第2班

第4事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ①条件付き競争入札について、入札条件の見直しを行い、新規業者の参入の機会拡大に努めます。
- ②契約の統合化(建物総合管理委託など)については、より多くの業者の入札参画を阻むことが懸念されることから、当面は現行での契約としますが、建物総合管理委託の有効性について調査研究し、現行との比較をするなど、検討してまいります。
- ③庁舎清掃業務委託等一部期間を随意契約としてきた業務委託について、24年度から、年間を通した委託期間に見直してまいります。また、電気設備など、設置しているメーカーの特約店と契約している業務委託等については、引き続き随意契約としますが、原価調査等を実施し、コストダウンを図ってまいります。
- ④本施設を今後維持していくためにかかるランニングコストや、大規模施設改修及び機械設備の修繕等の時期についての将来的な計画を24年度末を目途に作成し、適切な維持管理を行ってまいります。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ①経費節減に向け新規業者参入の機会拡大に努めながらも、まずは地元業者の育成を優先した発注とすることとした。
- ③庁舎清掃業務委託等を一部期間を随意契約としてきた業務について、24年度から年間を通した委託期間に見直した。また、エレベーター等のメーカー特約店と契約している保守点検業務委託等については、作業内容の詳細を把握したうえで調整し、総体的な減額に努めた。
- ④23年度に暫定的な修繕計画を作成したが、将来的な計画については、24年度末までに作成できなかつた。

25年度以降

- ②建物総合管理委託については、個別発注の場合と比較した結果、経費が抑えられることから、今後はこちらを継続していく。
- ④24年度末までの策定を目指していた修繕計画については、より適正な維持管理に向けた策定を進めながら、当面は23年度に作成した暫定の計画による管理を行っていく。

H23事業仕分け
事業名

学校給食総務経費

第2班

第5事業

町の方針

寒川町(要改善)

- 同一業種・同一賃金の原則から、現在の正規職員と臨時職員の待遇格差は問題であると考えるため、平成25年4月に向け、臨時職員の処遇改善について検討します。
- 町の給食施設は、老朽化が進んでおり、今後、設備の更新、施設の大規模改修が必要となってきます。また、中学校の完全給食化の検討も必要なことから、今後の給食運営のあり方について、他自治体の事例を研究し、センター方式や民間委託も含めた検討を進め、25年度を目途に町としての方針を決定します。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- 臨時職員の処遇改善については、他の職種の臨時職員と比較し検討した結果、給食調理補佐員の作業量の重さや職場環境を勘案し、24年度より日額賃金7,200円を7,300円に値上げした。なお、臨時職員の経験給については、勤務年数だけでは判断できない難しさもあり、検討の結果、当面見送りとした。
- 今後の給食運営のあり方については、学校給食の所管課である学校教育課において、寒川町学校給食あり方検討委員会を立ち上げ、中学校給食も含めて給食形態や実施方法などを、他自治体の事例を研究するなどにより調査検討する。

25年度以降

- 臨時職員の処遇改善については、今後も状況に応じて見直しを図っていく。

H23事業仕分け 事業名	英語指導助手活用事業	第2班 第6事業
町の方針	寒川町(要改善)	
<p>・小学校に外国語活動が導入され、より一層児童に国際的コミュニケーション能力の育成が求められています。今後も継続してまいります。</p> <p>・事業の目的が達成されたのか評価する必要があるため、児童・生徒にアンケートを実施します。また、この事業により”子どもの国際感覚がどの程度培われたのか”などの効果を図るための検証方法について検討してまいります。</p> <p>・英語指導助手の雇用方法は、幅広く子どもたちの教育活動に関わることができる直接雇用を当面の間採用し、雇用の際には、職員による面接を実施していきます。面接では、人物、指導力、教育への姿勢、英語力に対する評価が必要となるため、担当職員のスキルアップを図るとともに、既採用の英語指導助手による英語力の評価など、面接の内容等を見直すとともに、他の雇用形態の有効性について検証してまいります。</p> <p>・英語指導助手の賃金について、現在一律の給与としていますが、年齢、経験に応じた給与体系の導入について検討してまいります。</p> <p>・学校の長期休業中に、公民館講座を成人向け、幼児向けに実施してきましたが、本事業は、小・中学生を対象としているため、23年度から小・中学生向けの講座を新たに公民館講座として開催します。なお、事業内容については、隨時精査し、改善してまいります。</p>		
<p>町の方針に基づく対応状況</p> <p>※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)</p>		
24年度以前		
<p>・小学校では学年末にアンケートを取り、ほとんどの児童が楽しく外国語活動を行っていたことがわかった。なかでも、5年生は初めての外国語活動ということもあり、はじめは緊張気味であったが、2学期以降は授業中だけでなく、廊下でAETと会うと声をかけて簡単な英語で会話するなど、国際的コミュニケーション能力の素地を養うことができていると考えられる。</p> <p>また、中学校が同時期に行ったアンケートでは、AETとの授業で良かった点として、教科書以外の使い方を教わった、文化の違いが理解できた、自分の英語がAETに通じたとき嬉しかったなどの感想が挙げられており、AETとの関わりによって生徒がより英語を意識し、英語に興味を持つことができたと考えられる。</p> <p>・24年度については、アンケート内容に将来、英語を使う仕事や外国と関わる仕事等を希望するかなど国際感覚が培われているか検証する項目を設け、各学校毎ではなく、教育委員会として統一した小学生向け・中学生向けアンケートとして学年末に実施した。</p> <p>・中学校では、定期試験前にリスニング問題作成にAETが協力し、ネイティヴイングリッシュによるテストを行うことができた。また、英語弁論大会では審査員を務め、より正確な審査に貢献した。</p> <p>・公民館事業である幼児・低学年向け「英語で遊ぼう」や大人対象の初級または中級の英会話教室に講師として参加し、町民の国際的コミュニケーション能力を高めることに貢献した。また、小学生対象の英会話教室(55名参加)、中学生対象の英会話教室(9名参加)をそれぞれ開催した。これらのこととは、幅広く教育活動に関わることができ直接雇用であるからこそできることであり、他の雇用形態では実現が困難であったと考えられる。</p> <p>・AETの採用面接では、人物、指導力、教育への姿勢、英語力に対する評価が必要となるため、既採用のAETを面接に同席させ、児童・生徒への指導にふさわしい英語力の評価に役立てる。</p> <p>・年齢、経験等に応じた段階的な給与体系については24年度より検討をおこなった。</p> <p>・中学英語の教師経験のある指導主事を担当にし、AETとのコミュニケーションをより密にすることで、AETの理解を深め、AETの授業等における指導力、適切な英語の活用等のより正確な評価を目指した。</p>		
25年度以降		
<p>・24年度末に行った教育委員会として統一した小・中学生向けアンケートについては継続的に実施していく。</p> <p>・今後も直接雇用の利点を活かし、授業以外の場面や公民館事業などでもAETを有効に活用することで児童・生徒あるいは町民の国際的コミュニケーション能力を高めていく。</p> <p>・年齢、経験に応じた段階的な給与体系については、総務課との調整を行いながら検討を継続する。</p>		

H23事業仕分け
事業名

総合図書館維持管理経費

第2班

第7事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・条件付き競争入札について、条件の見直しを行い、新規業者の参入の機会を設けます。
- ・契約の統合化(建物総合管理委託など)については、より多くの業者の入札参画を阻むことが懸念されることから、現行での契約とします。
- ・エレベーターや自動ドア、空調等の他施設と重複する機器メンテナンスについては、複数メーカーや新旧機器の整備が可能な業者の有無を調査し、委託の統合の可否について検討してまいります。
- ・施設の清掃業務を中心とした衛生管理業務や施設・設備の運転管理業務について、一部期間を随意契約としてきましたが、24年度から、年間を通した委託期間に見直してまいります。また、電気設備など、設置しているメーカーの特約店と契約している業務委託等については、引き続き随意契約としますが、原価調査等を実施し、コストダウンを図ってまいります。
- ・本施設を今後維持していくためにかかるランニングコストや、大規模施設改修及び機械設備の修繕等の時期についての将来的な計画を24年度末を目途に作成し、適切な維持管理を行ってまいります。
- ・夏期に向け、大規模な電力不足が想定されています。開館時間の短縮など、状況に応じ対応してまいります。また、電灯の間引き点灯など、利用者に支障のない範囲での節電に努めてまいります。
(23年4月の電力使用量は、昨年4月に比較し12,156kwh(約49%)を削減しました。)

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・図書館の効率的な施設管理に向けて、委託業務の内容見直しを行いコストダウンを図りました。また、衛生管理業務などの委託期間を見直し、年間による委託契約に変更しました。
- ・利用者に支障のない範囲で照明の間引き点灯やこまめなスイッチのオンオフなどを行うことにより節電に努め、23年度の電気使用量を前年度に比べて年間104,760Kwh(約28.8%)削減しました。
- ・図書館の効率的な施設管理を目指して、ランニングコストや長・中期の修繕等を考慮した計画を25年度に策定するための調査を24年度に行いました。

25年度以降

- ・25年度に策定する修繕等の計画を踏まえて、図書館の効率的な施設管理を目指し、隨時、委託内容や節電など運営管理の見直しを実施してまいります。

H23事業仕分け
事業名

公民館運営事務経費

第2班

第8事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・現在の公民館利用者や団体は、高齢者層が多数を占める状態です。活動が縮小傾向にあり、夜間休日の稼働率も低い状況です。しかし、この時間帯でなければ利用できない方もいるため、現在の利用状況を分析し、公民館の運営方法やあり方について検討を進めるとともに、利用状況に対応した人員配置や、住民ニーズの把握に努め、効果的、効率的な運営をしてまいります。
- ・公民館図書室を総合図書館のサテライトとし、図書整備を総合図書館で一括で行うなど効率化を図ります。さらに、総合図書館と公民館図書室に同じ機能を持たせることにより、利便性の向上を図ります。
- ・より効率的・効果的な運営方法とは何か、先進事例を研究し、地域に根ざした生涯学習の拠点となるよう、検討してまいります。
- ・当町の公民館は、生涯学習の地域の拠点として、町の南部、中央部、北部に3館を設置しています。今後も地域に根ざした公民館は必要であると考えるため、今後も3館体制を維持してまいります。現在、寒川町公民館については、老朽化により一時場所を移し開館しておりますが、建て替えを求める地域住民の声も多く、教育や文化の振興、社会福祉の増進並びに、災害時の一次避難場所として、寒川町公民館の役割は重要であると考えます。23年度より、寒川町公民館建設検討委員会を設置し、町民アンケートを実施し、ニーズにあった公民館建設に向けた検討を進めてまいります。
- ・「受益者負担の適正化」について町全体の見直しを23年度中に行います。この際に、公民館の利用状況等を加味しながら、公民館使用料の必要性について検討をしてまいります。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・公民館建設検討委員会を設置し、公民館建て替えに向けたアンケートや、各館の利用状況を踏まえた公民館の運営方法やあり方の検討を行ったが、最終的に総合計画2020プランが終了する平成32年度までの9年間は、公民館の建て替えは行わない方針とした。
- ・総合図書館の図書資料を各公民館図書室で受け取れる「リクエスト」を実施し、利用者の利便性向上と連携を図った結果、23年度で542件の利用があった。また、中央公民館の図書を総合図書館の図書として利用できるよう図書の移動と移管を行った。
- ・より効率的な運営のため、先進事例について調査等を行ったが、町の状況に合ったものは見い出せていない。
- ・平成24年10月より公民館図書室を総合図書館のサテライトとした。

25年度以降

- ・受益者負担の適正化に関して町の考え方は統制されていないが、使用料の必要性や額等の具体については、施設の利用状況等を踏まえて引き続き検討を行う。
- ・効率的・効果的な公民館運営のため、引き続き先進事例の調査研究を行う。

H23事業仕分け
事業名

町営プール運営管理経費

第2班

第9事業

町の方針

寒川町(要改善)

- ・町営プールは、夏期の健康保持並びに、心身の発達を促しているものと考えます。類似施設として小学校プールがありますが、教育施設としての必要最低限の施設であるため、一般開放には適さず、町営プールを今後も維持していくことが必要と判断しました。
- ・既存施設は設置後27年が経過し、老朽化が著しいため、早急な改修・リニューアルを行う必要があります。改修にあたっては、新たな利用を可能とする施設を検討するとともに、「町民がどのような施設を望んでいるのか」、また、「既存施設に対する満足はどうか」など、無作為抽出による町民アンケートを本年度の5月から6月にかけて実施し、町民ニーズにあった施設となるよう検討を進めます。
- ・受益者負担の観点から、改修・リニューアル時期にあわせ、利用料のあり方を検討します。
- ・本施設は指定管理者による管理・運営を行っています。次期指定管理者は、サービスの向上や新規事業者の参入を可能とするため、原則公募による選定を行います。(現指定管理期間:平成23年度まで)

町の方針に基づく対応状況

(※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- ・「寒川町スポーツ推進計画」策定に伴い、無作為抽出の3,000人にスポーツ全般のアンケート調査を実施した。町営プールに関する問い合わせに対し、屋内温水プールを望む回答が44.1%、利用料は妥当であるという回答が66.6%となった。なお、施設改修を望む意見は特になかったが、プールは不要とする意見が2.3%あった。
- ・平成23年9月に指定管理者を公募し、選定した事業者との協定による24年度の指定管理料は、23年度予算との比較で3,032千円の減となった。
- ・施設改修のための財源の確保、改修ができない場合の運用についての検討を行った。

※注 平成24年度、スポーツ施設運営管理経費に統合。

25年度以降

- ・大規模な改修は当面難しいが、公募により民間事業者が指定管理者となったことで運営管理コストを縮減できたため、その縮減分を施設修繕にまわすなどによって今後も施設を維持していく。

《参考資料》実施翌年度の予算措置状況

平成23年度事業仕分け

事業名	町の方針	仕分け後の予算状況(単位:千円)			旧担当課等 (~H24年度)	新担当課等 (H25年度~)
		H22年度 決算(A)	H24年度 予算(B)	(B)－(A)		
議会だより発行事業	町(要改善)	1,529	2,097	568	議会事務局	議会事務局
道路整備事業	町(要改善)	56,058	37,411	-18,647	道路課	道路課
公共下水道維持補修事業	町(要改善)	36,636	40,011	3,375	下水道課	下水道課
コミュニティバス運行事業	町(要改善)	26,749	28,203	1,454	都市計画課	都市計画課
消防庁舎維持管理経費	町(要改善)	9,783	9,345	-438	消防総務課	消防総務課
社会福祉協議会補助事業	町(要改善)	40,003	39,392	-611	福祉課	福祉課
子育て支援事業 (子育て支援センター)	町(要改善)	28,189	28,132	-57	子育て支援課	子ども青少年課
子育て支援事業 (ファミリーサポートセンター)	町(要改善)					
母子保健事業	町(要改善)	31,265	34,056	2,791	健康課	健康・スポーツ課
はり・灸・マッサージ 治療扶助事業	町(要改善)	2,075	4,650	2,575	高齢介護課	高齢介護課
集会所管理助成事業	町(要改善)	10,531	7,587	-2,944	町民課	協働文化推進課
商工会補助事業	町(要改善)	26,444	17,997	-8,447	産業振興課	産業振興課
水質等検査事業	町(要改善)	6,465	5,820	-645	環境課	環境課
公共施設等維持管理経費	町(要改善)	62,088	64,104	2,016	防災安全課	総務課
学校給食総務経費	町(要改善)	9,991	12,302	2,311	教育総務課	教育総務課
英語指導助手活用事業	町(要改善)	17,127	17,496	369	教育研究室	学校教育課
総合図書館維持管理経費	町(要改善)	35,157	33,231	-1,926	総合図書館	総合図書館
公民館運営事務経費	町(要改善)	13,825	14,543	718	公民館	町民センター
町営プール運営管理経費 (H24～スポーツ施設運営管理経費)	町(要改善)	15,791	35,222	19,431	スポーツ振興課	健康・スポーツ課

【平成 21 年度実施 外部評価】

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する取組は町民等との協働が必要不可欠であり、これを進めるため24年度の次期計画策定に向け見直しを進める。 24年度の次期計画策定に向け、町が自主的・重点的に取り組むべき事業を選定するなど、より具体的でわかりやすい計画に見直す。 年次報告書は環境基本計画の進行管理のため必要であり、作成するが、現在の年次報告書をより町民等に対して効果がわかりやすい内容にし、簡略化を図る。 環境基本計画において、3つの重点プロジェクトを設けている。24年度の次期計画においても、重点プロジェクトを設け、より具体的でわかりやすい指標による町と町民等が協働して進めていく事業内容に見直す。また、事業のPRに努める。 他市との連携(湘南エコウェーブプロジェクト)は今後も積極的に進める。 さむかわエコネットの会員拡大や、自主事業・活動内容の拡大ができるように支援する。 学校の総合学習の中で環境教育は既に行っているが、さらに教育委員会・学校との連携を進め、より効果的な環境教育となるよう実施方法の検討を進める。 次期計画策定に伴い、年次報告書の簡略化に努め、報告書作成に係る事務(とりまとめる事務)を軽減し、具体的な環境の取組へウエイトを移す。 	現 行
予 算 額	現 行	
	<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書の簡略化により、どこまで事業費が抑制できるかは調査が必要。 環境課の事業の他、教育委員会・学校での環境教育等にさむかわエコネットの会員を活用することにより、他の事業費の抑制を図る。 さむかわエコネットが取り組む事業内容を踏まえ、交付金は必要に応じ検討する。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> 23年度に策定した第2次環境基本計画では、具体的でわかりやすい指標や計画となるよう努め、環境に関する取り組みにおいては町と町民、事業者等とが協働して進めることとした。 取り組みが遅れている地球温暖化対策推進実行計画(行政編)を平成24年度に策定した。 湘南エコウェーブにおける広域連携の取り組みでは、22年度から24年度にかけての地球温暖化防止に向けた4つのプロジェクトに対し、相互連携することで、より多くの啓発の機会を設けることができた。 学校との連携としては、町やさむかわエコネットが行う河川美化事業に対する町内中学校への呼びかけによる参加や、まちづくり条例の啓発キャンペーン等に対する中学校、高校の協力が実現できた。なお、さむかわエコネットが行う河川美化事業については継続的に行われ、リピーターも増加しており、23年度末には会員も増えた。 目久尻川・小出川河川美化キャンペーンのように、自治会・さむかわエコネット・町が協働で取り組みを進めている事業や、川とのふれあい公園の花壇整備、県道の花植えボランティアなどの取り組みも定着している。 24年度からの第2次環境基本計画の年次報告においては、簡略化を図りながら取り組みの効果を町民等に対してわかりやすく記載するように改善していく。

25年度以降
<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の年次報告の作成時期を早め、町民にわかりやすい報告書の作成に努めていく。 懸案であった町動植物調査(25、26年度実施)を大学や県、環境団体やボランティアなどの協力を得て実施し、町内の環境変化に伴う動植物の実態の変化を把握し、自然環境の保全の方向性や各主体の取り組みを導く基礎資料とする。 さむかわエコネットの事業や活動内容が広がるように、他課との連携などの支援を進めていく。また、これまで一部の学校で行われていた学校との連携については、今後拡大に向けてどのような支援ができるか教育委員会と調整していく。

町の方針	事業規模・方向性	現 行
		<ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い補修は、別事業の中で職員による直接施工を既に実施している。 本事業は路線全体の舗装の打替えであるため、直接施工は、効率性や費用対効果の観点から適切ではないと考え、対象工事は引き続き委託とする。 道路は誰もが安心・安全に通行できなければならないことから、継続的な維持補修は必要。 新設してから長年経過した町道が多く、現在工事の対象としている路線は、早急な補修が必要な路線であり、計画的な補修が必要。 維持管理計画は20年度から25年度までとしているが、現計画で予定している工事の進捗状況は、21年度までの施工済み路線は全体の21%であり、22年度の見込みでは全体の25%である。今後も厳しい財政状況が見込まれるため、対象工事完了を25年度から3年延長し、28年度までに工事完了を目指す。 道路の維持補修はその後も継続して実施する必要があるため、本計画は継続して実施し、ランク付け等による計画の見直しを随時行う。 事業間の連携については、庁内調整を図り効率的に事業を進める。また、民間の行う工事とは重複を避ける必要があるため、「町道占用者会議」において調整を行う。
	予 算 額	現 行 ※
		<ul style="list-style-type: none"> 本事業は路線全体の舗装の打替えであるため、直接施工は、効率性や費用対効果の観点から適切ではないと考える。 現在の財政状況から、21年度当初予算9千万円に対し、22年度は1千180万円としたため、優先的に補修すべき路線の条件等を町民へPRし、理解を求める。 現計画の対象工事完了を25年度から28年度に延伸するが、事業規模は現計画どおりとし、工事終了までの事業費総額も、予定どおりに進めていく。

※ 事業年度の財政状況により事業費の増減が見込まれるが、事業規模は計画どおりとし、事業費総額の増減は見込まれないため、予算額は現行とする。

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> 道路工事箇所を町ホームページに記載するため内容・範囲の検討を行い、23年度と24年度の工事箇所を町ホームページに記載した。 町道占用者会議を開催し工事箇所が重複しないように調整した。 維持管理計画の隨時見直しを行い、予算要望時に工事箇所の順位付けを行った。

25年度以降	<ul style="list-style-type: none"> 今後も町道占用者会議の中で、工事箇所が重複しないように調整を行っていく。 引き続き維持管理計画の随时見直しを行い、予算要望時に工事箇所の順位付けを行っていく。
--------	--

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間について、進捗状況を考慮し、換地処分や精算業務等も含め現在の22年度から5年間延伸し27年度までとする。 建物移転や公共施設整備の予算を確保し、関係権利者に対し、あらゆる提案を行うとともに、経費削減に向け、23年度に工事等の完了など、事業の早期完了を目指した取組を行う。 ホームページ等で事業概要を知らせているが、広報は十分でない。まちづくり協議会の意見は可能な限り取り入れているが、事業終盤を迎える道路・公園等の公共施設の計画に関し、関係機関との調整も終わっていることから、事業計画に係る内容について町民の意見を聴き入れることは難しい。今後予定される、区域内の施設等(複合施設や公衆便所、自転車駐輪場)については町民の意見を広く取り入れるため、パブリックコメント等を実施する。また、将来同様な事業施行時には、権利者の合意形成の他に町民全体の声を取り入れた計画策定を行う。 公共施設の維持管理は、地域商店会や自治会などに働きかけ住民参加による方策等適切な管理方法を検討する。また、アダプト制度については、23年度導入に向け制度を整えるとともに、町内の公園等の管理方法について併せて検討する。 	
	予 算 額	減 額 ※
	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度は延伸するが、23年度までに工事等の完了を目指す。その後は換地処分等の整理作業となるため、現状の経費(人件費、事務所経費等)の大幅な減額が見込まれる。 工事完了後の公共施設の維持管理費については、住民参加・協働ができる制度を整備し、コスト縮減に努める。 	

※ 予算額は、23年度までに工事等の完了をした場合の総事業費の減額であり、単年度の事業費の減額ではない。

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<p>道路、公園等の公共施設の整備改善や土地利用の適正化が図られ、健全な町の中心市街地としての形成が図られています。</p> <p>工事等の完了を23年度中に目指していましたが、権利者の意向や問題を検討しながら、事業進展の対策をとって着実に進めてきた結果、権利者との補償協議の合意が遅れています。</p> <p>事業の概要等については、まちづくりニュース等で周知しました。</p> <p>公共施設の維持管理については、地域商店会が街路植栽帯に花を植え緑化に努めた。</p>

25年度以降
<p>平成25年度中には、移転・工事等の完了を目指す。</p> <p>その後、換地計画の作成・縦覧・認可を受け、平成27年3月には換地処分を行う。</p> <p>また、換地処分に伴う登記・清算金の徴収・交付事務を平成27年度中に行う予定とし、早期の事業完了を目指す。</p>

H21 外部評価
事業名

シルバー人材センター支援事業

町の方針	事業規模・方向性	拡 大
		<ul style="list-style-type: none">・受注先の官民比の是正を図る。受注・職域拡大のため、町内全戸へポスティングを行い、一般家庭の需要(女性向けの職域拡大)を掘り起こす。また、民間サービスを行った際に、他のサービスメニューについての情報提供などの営業を行う。・高齢化に伴う会員の増加が見込まれるため、職域の拡大や女性向けの業務拡充を行い、女性会員の増加を図る。・全ての会員が平等に仕事に就けるよう、ワークシェアリングを引き続き実施する。・“新規職種開拓推進委員会”(22年度設置)において、職域拡大や業務研究を行うとともに、検討・研究結果を本業務に隨時反映させていく。・情報提供などによる連携を図りながら、会員の研修会や講習会への積極的な参加を促し、育成を行う。・新公益法人制度の施行(20年12月)に伴い、シルバー人材センターのあり方について移行期間(25年11月まで)にあわせ検討を進める。
	予 算 額	減 額 ※
		<ul style="list-style-type: none">・受注先の官民比の是正を図る。・民間(企業や一般家庭)の受注拡大により、シルバー人材センターの自立を進めるため、ポスティングの実施による需要の掘り起こしや、民間企業等への進出に努め、受注先・受注件数拡大を図り、運営に必要な経費や職員人件費を貯えるよう見直しを進める。

※ 民間受注拡大状況をみながら段階的な減額を行う。

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none">・平成22年度に新規職種開拓推進委員会を設置し、3回開催した。平成23年度も3回開催・町内全戸へのポスティングを実施し、受注の拡大を図った。・ワークシェアリングの実施・平成23年度、国の事業仕分けの結果、シルバー人材センター事業に対する補助金が減額となり、一部を補填したため補助金の増となった。・官民受注比率<ul style="list-style-type: none">平成21年度 公共 62.5%・民間 37.5%平成22年度 公共 58.4%・民間 41.6%平成23年度 公共 56.5%・民間 43.5%・第5次行政改革実施計画の取り組みに伴い、平成24年度の補助金については、2%の減額を行つた。・新公益法人制度の施行に伴い、シルバー人材センターは平成24年4月1日より公益社団法人に移行した。

25年度以降	<ul style="list-style-type: none">・現状を維持しながら、さらなる受注拡大を目指した取り組みを進めるよう指導していく。・補助金については、今後も民間受注拡大状況を見ながら段階的な減額を行っていく。
--------	---

町の方針	事業規模・方向性	拡大※
	予算額	増額※
町の将来を見据え、雇用促進や税収増に向け、事業の拡大は必要であり、進捗に合わせ予算を増額していく。	・現在の企業立地促進条例は22年度をもって終了となる。今後、企業誘致を促進する上で、改めて町としての産業振興の方向性や、誘致すべき産業の種類を検討し、22年度中にどのような施策をとるべきか町の方向性を示す。 ・「ツインシティ倉見地区」及び「田端西地区」が22年3月に保留区域に位置付けられた。今後は、市街化区域編入実現に向けて取組を進めていく。 ・企業誘致は町の発展に必要不可欠であるため、企業立地に係る土地利用について府内関係部署と連携し、事業を進める。 ・企業投資(町の税金免除・減免)の有効性について精査し、必要に応じ事業を継続する。 ・町外への企業流出防止や、町内企業の発展のため、企業への支援や町施策のPRを積極的に行う。22年度は広域連携による企業誘致施策として、湘南広域都市行政協議会において工業技術見本市の参加について検討を進める。	・町の将来を見据え、雇用促進や税収増に向け、事業の拡大は必要であり、進捗に合わせ予算を増額していく。
	予算額	増額※

※ 事業規模・方向性の拡大や予算額の増額は、ツインシティ倉見地区、田端西地区の事業の進捗状況に合わせ、本事業の拡大・予算額の増額を行う。

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地等促進条例については、立地予定の企業側のメリットが多く誘致の要となるため、平成27年度まで継続することとした。湘南地域は、全国有数の製造業集積地であり、2市1町内の事業者同士でも、さらなる取引拡大や連携が可能であることから条例上の対象業種は引き続き製造業を中心とした。 ・府内では平成22年4月より都市建設部に田端西地区まちづくり推進課を設置し、市街化区域編入に向けて地権者等周辺住民と情報共有するための説明会などを開催している。 ・町外への企業流出防止や町内企業の発展策としては、2市1町で連携することで「企業に対する支援メニューの充実」や「企業間交流や受発注を促進できる」というスケールメリットがあることから、平成24年11月に「湘南広域産業振興戦略」を策定した。 ・広域連携による販路拡大、受発注促進の支援策として、テクニカルショウヨコハマに出展する事業者を各市町から募集し共同出展した。
25年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・府内関係各課等との連携を強化するとともに、企業誘致のアプローチ方法などについて、経験豊富な県職員等と情報交換を密に行うことにより支援を受けている。 ・平成24年11月に策定した「湘南広域産業振興戦略」に基づき、企業流出の防止や町内企業発展のための事業展開を早急に行っていく。

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング技術等を高めるため、相談業務の研修を積極的に受講する。また、スクリーニング業務に関する職員OB等の活用を進める。 ・総合窓口の設置については、24年度に予定する機構改革の中で検討を進める。 ・弁護士による相談と、司法書士による相談を統合して法律相談として実施する。適切なスクリーニングにより、相談員(弁護士や司法書士)の資格にあった相談の振り分けを行うことで、弁護士と司法書士の相談回数の見直しを図る。 ・税務相談は、実績や費用対効果を考え、実施回数を年12回から6回に見直し、実施時期は、実績を加味しながら設定する。 ・法律相談及び税務相談については、23年度からの見直しに向け、関係団体等との調整を行う。 	
予 算 額	現 行	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のスクリーニング等にかけている人員数はわずかであり、職員OB等の活用が事業費の抑制につながるかは調査が必要。 ・24年度の機構改革に向けた総合窓口の検討にあわせ、職員OB等の活用を進める。また、職員配置の見直しを図り、事業費の抑制に努める。 ・法律相談の実施方法を見直すことにより、司法書士の相談業務の範囲の拡大が想定され、謝金の見直しの可能性が発生する。相談回数等の調整により抑制された事業費の範囲で、謝金額の精査、見直しを行う。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士と司法書士の相談を統合した法律相談とすることについては、検討の結果、既に相談内容の棲み分けができていることから統合はせず、従来どおりの形を継続することとした。その結果、相談回数は変更せず、謝金についても従来どおりとした。 ・税務相談については、相談件数がわずかであることや個人の利益に係る内容がほとんどであることから平成24年度より廃止した。 ・平成22年9月に神奈川県行政書士会湘南支部より無料相談会を実施したい旨の申し出があり、平成23年2月に町民センターで開催した。平成23年度からは毎月開催したいとの申し出があったが、予算の都合上実施することができなかつたため、平成24年2月にさむかわ総合体育館で開催した。平成24年度からは謝礼なしで実施することで合意を得たため、月1回の行政書士相談を開設した。

25年度以降	
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口の設置については、平成25年度の組織見直しにより、相談関係の一次的な窓口として自課の相談業務の受付に加え、他課で扱う相談についての簡易な対応や振り分けを行う町民相談担当と、従来の住民票等の発行に加え、税関係の諸証明や仮ナンバーの発行等も可能とした総合窓口担当からなる町民窓口課を設置した。 なお、今回の組織見直しにおいて、役場業務の案内における再任用職員等の活用を検討した結果、町民窓口課の設置に伴い、平成25年4月より案内係として再任用職員を配置している。

《参考資料》実施翌年度の予算措置状況

平成21年度実施 外部評価

事業名	町の方針		仕分け後の予算状況(単位:千円)			旧担当課等 (~H24年度)	新担当課等 (H25年度~)
	事業規模 方向性	予算額	H20年度 決算(A)	H22年度 予算(B)	(B)－(A)		
環境基本計画推進事業	現行	現行	1,377	3,266	1,889	環境課	環境課
道路維持補修事業 (H21～維持補修費に変更)	現行	現行	105,280	11,800	-93,480	道路課	道路課
寒川駅北口地区 土地区画整理事業	現行	減額	1,189,777	920,886	-268,891	寒川駅周辺 整備事務所	寒川駅周辺 整備事務所
シルバー人材センター 支援事業	拡大	減額	21,057	21,193	136	高齢介護課	高齢介護課
企業誘致等促進事業	拡大	増額	8,698	9,400	702	産業振興課	産業振興課
町民相談事業	現行	現行	1,387	1,321	-66	町民課	町民窓口課

【平成22年度実施 外部評価】

町の方針	事業規模・方向性	【雨水】現行・【汚水】縮小
	【雨水】	・現在の計画における雨水対策は、50ミリの時間降雨量までの対応としています。50ミリを超えるゲリラ豪雨等に対する対策は、公共施設に雨水の一時貯留機能を持たせたり、道路舗装等を浸透舗装にするなどの方策をとっています。これらの方策の他、住宅開発時等には、雨水貯留槽・浸透施設設置の指導を強化するとともに、浄化槽の雨水貯留施設転用や雨水貯留槽設置について、町民向けに各種イベント、広報、工事説明会等を通じて普及促進を図ります。
	【汚水】	・今後、合併浄化槽による整備区域に対しては浄化槽設置補助等の必要性を検討します。 ・寒川町は相模川流域幹線が3本敷設されており、市街化調整区域も多く通過していることから、現計画において下水処理することとしてきました。また、現在進めている計画の見直しにおいて、合併浄化槽と下水道を比較したところ、下水道整備の方が有効という結果であったため、現在の既存家屋においては下水処理により進めるこことし、市街化調整区域の既存家屋以外については、原則合併浄化槽による整備区域とする予定です。
	【雨水・汚水】	・下水道計画の策定等については、下水道審議会等により意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、町民の意見を聴いています。今後は、さらに、住民参画が推進するよう、他市の状況を調査し、検討します。
予算額 減額		
<評価結果に対する町の考え方>		・下水道整備区域について、市街化調整区域の既存家屋以外を、原則合併浄化槽による整備区域への見直しを進めています。これにより、事業費の抑制を図ります。

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<p>【雨水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水整備計画については、下水道計画に基づき浸水対策として時間降雨量50ミリ対応で整備を行いました。 ・ゲリラ豪雨等の対策として、開発行為及び一般住宅の建築確認申請の際には、保水機能施設の設置を指導しております。また、町民に向けてのPRとして、雨水貯留施設助成制度について毎年5月の広報さむかわ掲載及び産業まつりでの啓発活動等を通じた普及促進を実施しております。 <p>【汚水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の汚水処理方法について、平成22年度の公共下水道事業全体計画区域の見直し及び、平成23年度の寒川町下水道中期ビジョン策定において、パブリックコメントや下水道運営審議会で住民の意見を聞き検討した結果、基本的に既存家屋が存在する区域については公共下水道で汚水を処理する計画を策定しました。 ・なお、平成23年度に実施された事業仕分けの際にも、汚水処理方法について、寒川町は流域下水道の幹線が3本整備されており、地形的にも極端な勾配がないことなど、公共下水道による整備事業費が比較的低く抑えができるることから、公共下水道による処理が有利との説明を行い、理解を得ております。 <p>【雨水・汚水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度において、近年の人口減少や高齢化の本格化による地域社会構造の変化など、下水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、寒川町の公共下水道全体計画区域の見直しを実施し、市街化調整区域の既存家屋等の敷地以外の区域(207ha)を除外し、全体計画面積を1,130haから923haに縮小し全体事業費の抑制する計画を策定しました。 ・下水道計画の策定において、全体計画の見直し及び下水道中期ビジョンの策定において、パブリックコメントや下水道運営審議会により町民の意見を聴取する機会を設けました。 ・平成23年度に公共下水道事業計画変更において、住民の要望に応じ現地調査を行い、一部の雨水整備区域の拡大を実施しました。 ・下水道整備における住民参画の方法や必要性に関しては、平成24年度に藤沢土木事務所管内の自治体で組織する神奈川県適正化会議管渠分科会湘南連絡会の会議で議題に挙げましたが、特に事例としては見られませんでした。
25年度以降	<p>【雨水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道計画に基づき、浸水対策として時間降雨量50ミリ対応で枝線管渠の整備を進めます。 ・ゲリラ豪雨等の対策として、開発行為及び一般住宅の建築確認申請の際に保水機能施設の設置指導を実施します。町民へのPRとしては、雨水貯留施設の設置について、引き続き広報やホームページの掲載、各種イベントを通じて普及促進を実施します。 <p>【汚水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22~23年度に実施したパブリックコメントや事業仕分けの結果、下水道事業計画区域内の汚水処理方法としては、公共下水道が有利と判断していることから、今後も平成23年度に策定した事業計画に基づき主に市街化調整区域の汚水整備を進めていきます。 ・平成23年度に実施した事業計画変更において、これまでの事業計画の進捗状況や寒川町の財政面を考慮し、整備区域の拡大は実施せず、単年度あたりの汚水整備費の低減を図り、整備を進める予定です。 ・現在の公共下水道事業計画区域内及び区域外の未整備地域の処理方法については、合併浄化槽も含め関係各課と調整し調査検討をする予定です。 <p>【雨水・汚水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業全体計画区域の見直し及び寒川町下水道中期ビジョンを加味し、平成23年度末に公共下水道の事業計画変更を実施した内容に基づき平成30年度まで雨水及び汚水整備を進める予定です。

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線新駅とツインシティのまちづくりは、一体の関係にあり、新幹線新駅開業の目標年度を見据え、まちづくりの都市計画決定の準備を進めます。 ・状況の変化により、計画の見直しや修正が必要となった場合は、可能な限り、柔軟に対応していきます。 ・委託調査の内容は、必要性を精査し、計画的に進めます。 ・事業への町民参画を進めるため、広報さむかわ、寒川町ホームページ、まちづくりニュース等を通じ、まちづくりの情報を積極的に発信し、広く意見聴取してまいります。 ・新幹線新駅が、本町はもとより、湘南・県央都市圏全体の発展に資する事業であるとの認識のもと、期成同盟会の一員として、また、新駅誘致の地元自治体として新駅誘致に努めると共に、ツインシティ倉見地区のまちづくりについて、地元地権者及び町民全体の合意形成を図っていきます。 ・県のツインシティ整備推進センターとは、日常的に事業の調整を図っています。今後とも着実な事業推進に向け、協力していきます。 	
予 算 額	増 額	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了の時期が大幅に遅れることのないよう地権者の合意形成に努めるとともに、公共の福祉を増進する立場から、様々な可能性について検討し、事業を進めます。 ・現在の事業費は、まちづくりに関する委託調査が中心ですが、本事業は、新幹線新駅の開業に合わせた事業展開が必要であるため、事業の進捗状況により、段階的な事業費の増額が見込まれます。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、9月に事業の進め方に関する説明会を開催し、さらに欠席者等への対応としての戸別訪問を実施し、事業理解を深める取り組みに努めた。 ・説明に際しては、町側から面整備を検討する区域の中からまずは取り組むべき区域を選定していくという提案等を行い、あわせて地権者意向把握を実施したが、事業の理解を十分得られなかつたことや、進め方に対する厳しい意見等もあり、さらに理解を深める取り組みが必要となつた。 ・平成24年10月には新町長が地元との意見交換会を開催。その結果、地元のまちづくりへの関心が高まりが見られ、翌年3月には地元組織である促進協議会で事例研究(報告会)を行うことができた。これらを通じて、積極的な意見提案を受けるなど、地元から前向きな話し合いを行う環境が整いつつある。 ・まちづくりに関する動向については、町広報紙、ホームページ、まちづくりニュースなどを活用し効果的な広報に努めた。

25年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・促進協議会及び選出ブロックの協力を得て、ブロック単位あるいは地域における小グループでの説明の機会を通じて、事業理解、まちづくり意識の醸成に努めていく。 ・また、個別、小グループでの情報提供、情報更新等により事業理解、まちづくり気運を高めながら、都市計画手続きに必要な条件を地元と協議し、早期の合意に向けた取り組みに努めていく。 ・地元合意形成の状況に応じて、ツインシティ整備推進センターを通じて、県をはじめとした関係機関等への調整、平塚市や近隣市との連携をとりながら、ツインシティ計画との整合性を図っていく。 ・適切な情報更新に努め、多くのまちづくりに対する理解を得られるよう積極的な広報に努めていく。
--------	---

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生指導員に対する謝礼は、資源物収集の立ち会いに対する個人の謝礼であり、今後も継続する必要があると判断します。 ・自治会報奨金については、自治会ごとの工夫等により、資源の回収量等に差が出ることが想定されることから、その努力に対しインセンティブを与えられるよう、収集量等により報奨金を決定するなど、24年度に向け制度の見直しを図ります。 ・町として、どこまで減量化を進めていくのか、平成24年度に改定した一般廃棄物処理基本計画で定めた目標を達成するため具体的な数値目標を設定し、町民への周知を徹底します。また、目標に対しての達成度等による効果を明らかにし、町民と情報共有することにより、町民の理解・協力を得ながら、減量化を推進します。 ・容器包装リサイクル法上のリサイクル対象項目の拡大について、合理的な処理が可能となるよう、関係各所に要望していきます。 	
予 算 額	減 額	
	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を推進することにより、資源売り払い収入の確保を図ります。 ・資源物であっても、収集には費用がかかることから、受益者負担の考えにより、プラスチック製容器包装においても指定収集袋を使用してきました。広域連携により、茅ヶ崎市とあわせたごみ処理を進めるにあたっては、有料化する対象など、費用負担のあり方について24年度までに見直します。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するため、一人1日当たりのごみ排出量を平成23年度に760gとする数値目標を設定していたが、実績としては833gであった。 ・茅ヶ崎市との広域連携に伴い有料化など費用負担のあり方について検討したが、これまでの分別収集形態と大きく変わることはなかったため見直しは行わなかった。 ・平成24年度より3年間の保存版として「家庭から出たごみと資源の正しい分け方・出し方」を発行し、資源物の分別推進について町民へ周知を図ると伴に、環境課職員が自治会の集まりなどで分別方法の説明等を行い、資源化に対する周知を図った。(平成24年12月末時点で、23自治会で延べ23回実施(参加者690人)、その他団体で4回(参加者125人)、リサイクルセンターの見学を兼ねた減量化・資源化説明会3回(参加者61人))

25年度以降	
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生指導員の役割については、自治会及び指導員から意見が多く出ていることから、平成25年度より役割の見直しを進めしていく。 ・自治会報奨金については、平成24年度に向けて制度の見直しを行う予定だったが遅れている。自治会ごとの資源収集量に応じた報奨額の導入を見据え、自治会との意見交換などを行うことも考えており、現在は内部での検討を進めている段階である。 ・リサイクルセンターの稼働に伴い、町民への周知徹底による分別の推進や資源として回収する品目を増やすなどにより、売り払い収入の増に務めた。

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	予 算 額	減 額
	<ul style="list-style-type: none">家庭ごみの減量化のため、コンポスターやリサイクルボックス等の購入費助成について、広報などで周知徹底を図ります。町として、どこまで減量化を進めていくのか、平成24年度に改定した一般廃棄物処理基本計画で定めた目標を達成するため具体的な数値目標を明確にし、町民への周知を徹底します。また、目標に対しての達成度や、どの程度減量化が進んだのか等を示し、町民と情報共有することにより、町民の理解・協力を得ながら、減量化を推進します。資源物であっても、収集には費用がかかることから、受益者負担の考えにより、プラスチック製容器包装においても指定収集袋を使用してきました。24年度から茅ヶ崎市と広域でごみ処理を進めるにあたっては、改めて、プラスチック製容器包装の指定収集袋の必要性や分別方法等について、見直し・検討を進めます。	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none">家庭ごみ減量化のため購入費助成を行っている物品の販売数 平成22年度：電動生ごみ処理機10台、コンポスター18台、リサイクルボックス36台 平成23年度：電動生ごみ処理機 6台、コンポスター23台、リサイクルボックス16台平成23年度のフリーマーケットについては、5月、10月の2回開催を行い、当日の出店数は合わせて259店であった。 なお、フリーマーケット実行委員会に対する補助金は23年度から廃止した。広域のごみ処理に伴う各種見直しについては、検討の結果、不燃ごみで収集していたものの一部を可燃ごみとするなど分別方法の変更はあったが、その他の見直しはなかった。平成24年度に3年間の保存版として「家庭から出たごみと資源の正しい分け方・出し方」を発行し、ごみの品目ごとに「ごみ減らしのポイント」を掲載し町民へ周知を図った。また、環境課職員が各自治会の集まり等に出向き、ごみの減量化の説明会を開催し周知を図った。

25年度以降
<ul style="list-style-type: none">指定収集袋については、町民から小さいサイズの要望が出ていることから、寒川町廃棄物減量化等推進協議会に諮り、規格の検討を行った結果、現在の30リットル、20リットルに加え、平成25年度から10リットルの容量の袋を導入する予定。

町の方針	事業規模・方向性	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> 個別収集の導入にあたっては、費用対効果等を考慮する必要があります。また、導入済みの自治体は、地形的に収集場所の設置が困難な地域が所在したり、一般ごみに紛れる事業系ごみが多い等の問題を解消するため導入しています。町を取り巻く環境や、費用対効果を考慮した結果、現在の収集方法が有効であると判断しました。今後も、町民の協力のもとに、現在の収集方法を継続してまいります。 	
予 算 額	現 行	
	<ul style="list-style-type: none"> じん芥収集については指名競争入札により契約しています。今後も、経費削減に努め、より透明性ある契約とするため、入札方法等について改善を図ってまいります。 24年度の(仮称)広域リサイクルセンター稼働に合わせ、ごみや資源物の収集回数の見直し等を行い、事業費の適正化を図ります。 	

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none"> 収集方法については、町の方針どおりこれまでの形を継続した。 また、個人や地域における意識を高めるため、自治会及び衛生指導員に集積所の管理について協力を求め行ってきた。 収集委託契約については、現在の入札方法を継続していくが、より透明性の高い入札方法となるよう適宜改善していく。 平成24年度から広域リサイクルセンター稼働に伴い、資源物の品目ごとの回収量を明確にするため、混載を避けるよう収集体制を整えた。 リサイクルセンターの稼働に伴い、平成24年11月より革製品や綿入り衣類などを資源物として回収するよう変更し、資源化を進めると伴に、実質的な収集回数の増により利便性を高めた。

25年度以降	
	<ul style="list-style-type: none"> 収集方法については、自治会、衛生指導員、収集運搬委託業者からの意見等は特になかったため、町の方針どおり継続していく。また、焼却灰運搬処分委託については、今まで、焼却灰を全量、埋立による処分を行っていたが、平成25年度より、循環型社会へ自治体としての責務から、一部を溶融方式(道路の路盤材及び建築骨材)による資源化処理を行っていく。

事業規模・方向性 現 行

- 当施設は22年度で指定管理者の指定期間が終了することから、次期指定管理者について本年9月から11月にかけ、公募を実施しました。
- 自主事業を積極的に行うことにより、施設利用者の拡大、指定管理料の節減を図ることを目的とし、公募を実施しました。今後は、次期指定管理者に対し、より有効的に施設が活用されるよう、指導をしていきます。
- 本施設のパソコンルームでは、高齢者向けのパソコン教室の他、就労支援としてのパソコン教室等、他事業における活用を図っています。町内に、類似施設等がないことから、高齢者の社会参加の推進の他、地域間交流、世代間交流等をさらに推進できるよう、他事業と連携を図り、施設を有効的に活用していきます。
- 本施設を含む公の施設等の施設利用料について、受益者負担の考えに基づき、24年度導入に向けた検討を進めます。
- 高齢者の拠点である本施設の管理に、シルバー人材センター会員を活用することは、高齢者福祉を推進するため有効と考えます。しかし、本施設管理と、シルバー人材センターの運営は別であるため、関係が明確になるよう、指定管理の方法や補助等の考え方について整理してまいります。

予 算 額 減 額

- 次期指定管理者について本年9月から11月にかけ、公募を実施しました。今後も、再指定の際には競争力が働くよう、公募により実施します。
- 指定管理料については、充分精査してまいります。また、インセンティブを導入し、指定管理料の余剰金等を指定管理者が運用する等、工夫の中で自主事業の充実、効率的な運営が図られるよう見直します。
- 高齢者福祉推進のためシルバー人材センター会員の活用は有効と考えますが、コスト意識を持った運営も必要であるため、施設管理については、民間活用を推進すると共に、維持管理の内容を見直し、経費削減に努めるよう指定管理者に対し指導を徹底します。

町の方針に基づく対応状況

※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)

24年度以前

- 平成22年度から公募によって次期指定管理者を選定した。
- 施設設備等の保守点検等について外部委託をした。
- ふれあいセンターは、高齢者の社会参加・健康や生きがいを高め介護予防の拠点となる施設であり、利用料の徴収によって施設の自由な利用を妨げ、結果的に利用が減ってしまうことも考えられるため、検討の結果、利用料を徴収しないこととした。
- 平成24年度よりシルバー人材センターが専有している部分について、行政財産使用許可申請を受理し使用許可証を交付することとした。

25年度以降

- 自主事業については、会員の協力により施設の利用が可能な範囲で行われており、今後も継続していく。
- 他事業との連携による施設の有効活用については、比較的自由に使える施設が少ないとことや、現状では具体的な事業が挙がって来ないことから進んでいない。

町の方針	事業規模・方向性	現 行 (24年度以降は事業を統合するため拡大)
		<ul style="list-style-type: none"> 一般利用者の拡充は必要不可欠であると考え、情報提供方法を充実します。現在のホームページでは、施設概要や予約方法のみ掲載しています。具体的にどのような利用方法ができるなどの詳細がわかるようにこれらの内容を見直し、一般利用者拡大を図ります。 個人情報の取り扱いについては、寒川町個人情報保護条例に基づき、管理を徹底し、民間の管理となっても、この条例に則した管理が成されるよう、指導を徹底します。 親水広場の整備が22年度に早まり、23年度供用開始となります。現在、本施設の維持管理は、鍵管理とトイレ清掃及び除草の委託、平日の職員による施設の見回りを行っていますが、現在の管理方法では、不十分であるため、安全面を考慮した管理ができるよう、段階を追った見直しを図ります。今後、他の町のスポーツ施設とあわせた指定管理者制度の導入等、民間活用を推進していく必要があると考え、24年度を目途に検討を進めます。 スポーツ振興をどのように進めていくのか町のビジョンを総合計画やスポーツ振興基本計画において明確にし、町民の利用促進を図ります。
	予 算 領	増 額 (指定管理者制度を導入し、長期的には減額)
		<ul style="list-style-type: none"> きちんとした維持管理は必要であり、休日・夜間の管理については、早急に管理方法を見直し、拡充を図ります。 施設利用料やネーミングライツ等について、24年度導入に向け検討を進め、財源確保に努めます。また、施設利用料については、他のスポーツ施設と併せ、受益者負担の考えに基づき見直しを進めます。 土地借り上げ料の基準が適正か等の見直しを図ります。また、地権者との協議を行います。 管理棟の整備については、町の財政状況を見ながら、計画的に進めます。 指定管理者制度導入時には、利用料は指定管理者の収入とするなど、自主努力を促すと共に、経費の縮減に努めます。
町の方針に基づく対応状況		※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前		<ul style="list-style-type: none"> 田端スポーツ公園の管理棟設置のため、県有地借入等の調整を行った。 指定管理者制度導入に向けた第1段階として、他のスポーツ施設の管理経費と統合し、スポーツ施設運営管理経費とした。 スポーツ推進審議会における審議を経て、平成24年6月にスポーツ推進計画(旧スポーツ振興基本計画)を策定した。 受益者負担等については、利用料に関する情報収集を行うとともに、スポーツ推進審議会に諮問する等、平成25年度導入に向けて具体的な検討を開始した。 親水広場の安全管理については、柵の設置及び鍵の施錠などを行った。 <p>※注 平成24年度、スポーツ施設運営管理経費に統合。</p>
25年度以降		<ul style="list-style-type: none"> 田端スポーツ公園の管理棟については調整の結果、町有地を設置場所として選定し、平成25年度に設置を予定している。 上記管理棟の設置に伴い、平成26年度の指定管理者制度導入に向けた検討を進める。 スポーツ推進計画に基づき施設の利用促進を図り、平成32年度までにスポーツをする町民を85%に引き上げる。 施設利用料は、平成25年度中の導入を目指しているところであるが、ネーミングライツ等、他の財源確保策については具体的な検討には至っていないため、導入の可能性など引き続き検討する。 親水広場の安全管理については、今後も必要に応じて段階的な見直しを行う。

町の方針	事業規模・方向性	現 行
		<ul style="list-style-type: none">・商店会のにぎわい創出には具体的に何が有効なのか、23年度までに他市先進商店会状況を調査し、補助のあり方について検討します。・商店会の自主的な活動に対し、設置補助しているため、設置基準等については町で設ける予定はありませんが、申請時に間隔や設置場所等を確認し、指導を行います。・にぎわいのある商店会を維持するため、街路灯は必要と考えます。しかし、商店街街路灯を維持できない商店会は自ら撤去し、夜間通行者の安全確保のため防犯灯へ切り替えているのが現状です。今後どのような方向で活性化を進めるか、各商店会と協議し、各商店会の状況にあわせた支援のあり方を検討します。
予 算 額	減 額	
		<ul style="list-style-type: none">・商店街街路灯の電気料金の契約方法を従量制とすることも可能ですが、従量制とする場合は、各街路灯にメーターの設置が必要となり、相当額のコストが発生します。費用対効果を考慮し、今後、新設や付替えの際には、環境に配慮した電力消費量の少ない街路灯を推奨し、コスト縮減を図ります。・各商店会の状況を把握し、協議を進めることにより効果的かつ効率的な支援ができるよう見直しを図ります。

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<ul style="list-style-type: none">・商店会のにぎわい創出のために県に対しアドバイザーの派遣を要請し、勉強会を実施した。・事例研究なども実施し、23年度からは手始めに寒川駅前公園で商店会による「朝市」を開催しており、にぎわい創出のため町としても積極的にPRを行うなど支援している。・にぎわいの創出に向けて、ハード面ばかりでなく商店会が実施するスタンプラリーの支援や商店会マップの作成など、ソフト的な支援を強化していく。平成24年度においては、11月に実施の「みんなの花火」と同時に開催された食べ歩きイベント「ぶらっと寒歩(さんぽ)」への協力などを行った。
25年度以降	<ul style="list-style-type: none">・にぎわいの創出に向けたソフト的な支援を引き続き強化していく。・商店会と連携して買い物弱者に対する取組をすすめることで、商店会の魅力の創出や活性化を図っていく。・街路灯の設置については、無駄のない配置を心がけ、間隔や設置場所などの指導を行っていく。

町の方針	事業規模・方向性	拡 大
	・自己研鑽は重要と考えます。自己研鑽を推奨する手段として、補助制度の導入の可否について23年度までに検討します。 ・現在の復命書は、必要なことを効率的に記載できる様式、また、自己評価に重点を置いた構成としているため、この形式を継続しますが、研修内容により、レポートによる報告も実施してまいります。 ・人事評価制度と研修の連動については必要と考えます。そのための仕組みづくりを人事評価制度と合わせて検討します。人事評価制度との連動については、まず手始めとして、管理職の勤務評定において、人材育成への積極性や実績の評価を取り入れ、また、監督職については、部下の研修受講や自己研鑽への奨励・支援、学べる環境づくり、OJTの実績などを、評価の対象としていくなどの見直しを図ります。 ・政策・方針等の共通認識を持つ場として、首長講話を管理職研修等の中で実施します。 ・メンタルヘルス研修については、対象者を管理職、又は監督職以下等にするなど状況を見ながら実施していきます。	
予 算 額	現 行	
・資質向上のため、自己研鑽に関する補助等の導入を検討しますが、予算については、現行予算の範囲内での補助とします。 ・時機を捉えた研修内容となるよう常に意識し、最少の経費で最大の効果が上がるよう、前例踏襲することなく、改善を重ね実施していきます。		

町の方針に基づく対応状況	※いつ、どのようなことを実施したか、実施した結果どのような効果が得られたか具体的に記載してください。(できなかった場合はその理由)
24年度以前	<p>・自己研鑽補助制度は、2種(通信教育助成、自己研究グループ助成)導入済みである。新規に、資格取得に対する補助制度の導入可否について、県内他自治体の状況及びの利用状況、財政状況等を踏まえ検討したところ、補助制度の充実が必ずしも自己研鑽へのインセンティブにつながるとは考えにくいことから、新規導入は見合わせ、現行制度の利用促進を図ることとした。なお、23年度に自主研究グループが発足し、24年度も定期的な自主研究活動が行われている。</p> <p>・復命書については、様式を一部変更し、研修受講の目的・動機付け、学んだことの振り返りと業務へのフィードバック等を具体的に本人に記述させることで研修内容の定着化を図り、また、上司のコメント欄は、研修受講により本人にどのように成長してほしいのか、どのように業務にフィードバックしてもらいたいのか期待値を提示されることにより、職場での人材育成への関わりを強化するよう図った。また、一部研修についてはレポートを課している。</p> <p>・メンタルヘルス研修は、平成23年度に事務職員・技術職員対象に実施した。</p> <p>・平成23年度より、寒川・大磯・二宮の3町合同によるOJT強化研修を始めた。</p>

25年度以降	
・職員が自ら学ぶ意欲を喚起するような風土にするために、研修に参加しやすい職場環境や自主的に学ぶ者を応援する職場の整備が重要である。そのために、OJT推進につながる研修講座を今後も継続していく。	

また、専門性を向上させる実務的な研修講座への要望が高いため、職場への還元が見込まれるような講座を精査し、費用対効果を見極めながら実施する。

・町長講話については、従来より、辞令交付式や仕事納め・仕事始め式等、時機を捉えて実施してきた。今後も政策の方向性や方針等について理事者と職員が共通認識を持つために、そのような機会を活用していく。

《参考資料》実施翌年度の予算措置状況

平成22年度実施 外部評価

事業名	町の方針		仕分け後の予算状況(単位:千円)			旧担当課等 (~H24年度)	新担当課等 (H25年度~)
	事業規模 方向性	予算額	H21年度 決算(A)	H23年度 予算(B)	(B)-(A)		
公共下水道整備事業	雨水:現行 汚水:縮小	減額	306,264	259,236	-47,028	下水道課	下水道課
ツインシティ倉見地区 整備事業	現行	増額	10,974	60,615	49,641	新幹線新駅対策課	倉見拠点づくり課
資源ごみ分別推進事業 (H23~資源物分別処理推進事業)	現行	減額	26,093	66,084	39,991		
ごみ減量化推進事業	現行	減額	13,317	12,135	-1,182	環境課	環境課
じん芥収集運搬事業	現行	現行	274,915	416,350	141,435		
ふれあいセンター運営事業	現行	減額	15,103	10,122	-4,981	高齢介護課	高齢介護課
スポーツ公園等 維持管理経費	現行	増額	16,389	18,257	1,868	スポーツ振興課	健康・スポーツ課
商店街街路灯整備等事業 (H23~商店街活性化事業)	現行	減額	10,487	12,044	1,557	産業振興課	産業振興課
職員研修事業	拡大	現行	2,519	2,096	-423	総務課	総務課

